

制定 令和6年5月30日
株式会社マイファーム

第1 目的

株式会社マイファームは、農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3輸国第5108号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別表1の区分の欄の1の（3）のアの大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、大規模輸出産地モデル形成等支援に係る補助金の交付の手續等の実施規程を定め、交付等要綱、大規模輸出産地モデル形成等支援事業実施要領（令和6年3月29日付け5輸国第4970号農林水産省輸出・国際局長通知。以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、本規程により、本事業を実施する者（以下「事業実施主体」という。）への補助金の交付等を適正に実施する。

第2 事業実施主体

1 本事業の事業実施主体は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 都道府県

イ 都道府県、市町村、農林漁業者、食品等製造事業者、食品等流通事業者、輸出事業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、金融機関等により構成された第2の2の要件を備えた協議会

2 第2の1のイの協議会は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- （1）日本国内に所在し、主たる事務所の定めがあること。
- （2）代表者の定めがあること。
- （3）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
- （4）年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。
- （5）構成員の都道府県、市町村、農林漁業者、食品等製造事業者、食品等流通事業者、輸出事業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、金融機関のいずれかが協議会の事務局を行っていること。
- （6）補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができること。

3 本事業の事業実施主体及び事業実施主体とともに第3の事業に参画する者（以下「参画事業者」という。）は、次の（1）から（5）までのいずれにも該当してはならない。

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者の団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）並びにその役員等が刑事告訴された結果、又は民事法上の不法行為を行った結果、係争中であるとき。

第3 事業の内容等

海外の規制や大ロット等のニーズに対応可能な輸出産地を形成するため、地域の関係者が参画する輸出推進体制を組織化するとともに、輸出支援プラットフォーム等との連携の下、海外の規制・ニーズに対応したグローバルに通用する持続的な生産への転換や流通体系の転換に取り組み、国内生産基盤の維持・強化を図る大規模輸出産地のモデル形成を推進する以下の取組への支援を実施する。

株式会社マイファームは、採択された事業実施主体が実施する(1)及び(2)に要する経費のうち、「別表1 補助対象経費」に記載された経費を事業実施主体に補助するものとする。

(1) 地域の関係者による輸出推進体制の組織化

生産から現地販売まで一気通貫したサプライチェーンを確立するため、輸出産地・事業者、都道府県、JA系統、輸出商社、物流業者、コンサルタント等が行うプロジェクトのコーディネート、農業者等への技術指導、販路開拓を行う者が参画した輸出推進体制を組織化するとともに、プロジェクトで取り組む品目について輸出支援プラットフォームやGFP等と連携した出口を見据えた商流構築や販路開拓を行う取組、大規模な輸出産地のモデル構築に向けた生産・流通の転換を実施するための関係者との連絡調整を行う取組。

なお、輸出推進体制の組織化のため地域の関係者を対象とするセミナー、交流会等イベントの実施については事業実施期間中2回までとし、その開催に要する国庫補助金額は200万円を上限とする（ただし、生産の転換に取り組む生産者を対象とした技術の普及・指導のための研修会や流通の転換の実施計画を検討・周知するための協議会など、生産・流通の転換を実施するための関係者との連絡調整を行う取組はこの限りではない。）。また、販路開拓を行う場合、海外で実施する取組については、輸出支援プラットフォーム等と連携して行う、真に安定的・継続的な販路の開拓に資する取組であって、かつ、販路開拓の効果が分析可能な取組に限り支援の対象とする。ただし、販路開拓に要する国庫補助金額は、国庫補助金合計の20%を超える取組は本事業の対象とならない。

(2) 生産・流通体系の転換を通じた大規模輸出産地のモデル構築

海外の規制・ニーズに対応した農林水産物・食品を安定的に供給する大規模な輸出産地を育成し、国内生産基盤の維持・強化を図るため、事業実施主体及び参画事業者が、(1)の推進体制の下、大規模な輸出産地を形成するための以下の取組。

ア 生産体系の転換

マーケットインの発想に基づき、規制や大ロット・周年供給等の輸出先国・地域のニーズを踏まえ、

- ①大規模な有機農法への転換や使用農薬の見直しなど輸出向け生産への産地転換等の取組
- ②耕作放棄地の活用等による輸出向け生産のための規模拡大や、コスト低減等のための新品種・新技術導入等の取組

③輸出向け生産に向けた意識改革や技術取得等のために必要な人材育成等の取組

イ 集荷、船積みまでの流通体系の転換

コールドチェーンを確保した集荷方法・集荷体制の確立、輸送コスト軽減のための混載を前提とした集荷から船積みまでの流通体系の構築等、集荷・流通方法の転換の取組等、産地と海外が結びつく、大規模輸出産地のモデルを形成する事業実施主体とその参画事業者が実施する取組。

なお、（１）又は（２）いずれかのみ実施する取組や、（２）において、生産体系の転換や、集荷、船積みまでの流通体系の転換といった輸出産地形成のための転換を実施しない取組は、本事業の支援の対象とならない。

第４ 補助対象経費及び補助率

- １ 本事業の補助対象経費は、第３の（１）又は（２）の事業を実施するために必要な経費であって、別表１に掲げるとおりとする。
- ２ 本事業の補助率は、別表２に掲げるとおりとする。

第５ 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和７年３月１４日までとする。

第６ 採択基準等

- １ 採択基準は、次に掲げるとおりとする。
 - （１） 事業実施主体の経営に関する書類を提出すること（決算報告書、ウェブサイト等により法人の事業内容が随時更新されているか等）。
 - （２） 事業実施能力があること（主たる責任者に管理能力があり、経験等を有した人的資源が十分にあるか等）。
 - （３） 事業実施方法として成果目標を達成する実現可能性があること（現状の課題を正確に把握した上で、事業の目的、主旨と合致し、実施方法が具体的に計画されているか等）。
 - （４） 実施方法が効率的であること（実施時期が具体的であり、実施期間を有効に活用するスケジュールであるか、経費配分の適格性等）。
 - （５） 事業の効果が確認できること（具体的な目標が設定され、その目標が妥当であり、期待される成果が得られるか、また、事業の持続性、継続性はみられるか等）。

第７ 事業の公募

- １ 事業へ応募する事業実施主体は、別記様式第１号別添１により事業実施計画書を作成し、株式会社マイファームに提出するものとする。
- ２ 株式会社マイファームは、事業実施主体の採択に当たり、外部有識者等により構成される公募選考委員会を設置し、事業実施主体から提出された事業実施計画が適切であるか等について審査を行うものとする。なお、株式会社マイファームは、事業実施主体を公募するごとに、公募選考委員会を開催し、審査を行うものとする。
- ３ 株式会社マイファームは、２の審査の結果（採択又は不採択）を結果が出次第、速やかに応募者に対し通知するものとする。

ただし、事業実施主体の採択に当たっては、以下の（ア）から（キ）までの要件を必須とし、（ク）から（セ）までに該当する場合、加点するものとする。

【必須】

- (ア) 地域の関係者が一体となって輸出推進体制を組織化するとともに、当該輸出推進体制が、プロジェクトで取り組む品目について海外の規制・ニーズに対応したグローバルに通用する持続的な生産への転換や流通体系の転換への取組を推進する事業実施計画となっていること。
- (イ) 輸出支援プラットフォームが設置されている国・地域に農林水産物・食品を輸出する場合、輸出支援プラットフォームと連携した事業実施計画となっていること。また、輸出支援プラットフォームが設置されていない国・地域に輸出する場合、G F Pや当該国・地域の独立行政法人日本貿易振興機構（J E T R O）海外事務所等を活用し、当該国・地域のニーズを踏まえた生産・流通体系への転換の取組を行う事業実施計画となっていること。
- (ウ) 農林水産物・食品の生産・流通に係る大ロット化を図る事業実施計画となっていること。
- (エ) 生産・流通の転換を通じて生産・流通コストの低減に取り組む事業実施計画となっていること。
- (オ) 本事業終了までに、本事業の実施を踏まえ、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号。以下「輸出促進法」という。）に基づく輸出事業計画を作成し、又は変更し認定申請を行う事業実施計画となっていること。
- (カ) 事業実施主体及び参画事業者が、G F Pコミュニティサイト（※ 1）へ登録していること。

※ 1 <https://www.gfpl.maff.go.jp/entry/>

- (キ) 株式会社マイファームに事業実施計画を提出する際に、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」（令和 5 年 12 月 27 日付け 5 環バ第 311 号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に示すチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、該当するチェックシート等（別記様式第 1 号別添 7）を添付の上交付申請時に併せて提出すること。

【任意】

- (ク) 事業実施主体及び参画事業者のうちいずれかの者が、輸出促進法に基づく輸出事業計画の認定を受けていること。
- (ケ) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範）」に係るチェックシートを実施している事業場であること。
- (コ) 大ロット化に伴う流通体系の転換に係る取組として、地方の港湾・空港の活用に取り組む事業実施計画であること。
- (サ) 生産費を考慮した価格形成が行われる事業実施計画であること。
- (シ) 次の①又は②のいずれかに該当する場合
 - ① 労働安全衛生マネジメントシステム規格である ISO45001、JISQ45001 又は JISQ45100 の認証を受けていること。
 - ② 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（平成 11 年労働省告示第 53 号）に基づく取組を行っていることについて労働安全衛生コンサルタント（国家資格）の確認を受けていること。
- (ス) 食品産業の輸出向け H A C C P 等対応施設整備緊急対策事業の実施地区にてプロジェクトを行う事業実施計画であること。

- (セ)輸出物流構築緊急対策事業の実施地区にてプロジェクトを行う事業実施計画であること。
- 4 公募による採択に当たり、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第16条第1項の基本計画において定められた特定区域においてプロジェクトを行う事業実施計画であって3の（ア）から（キ）までの要件を満たすものについては、3のただし書の規定にかかわらず優先的に採択するものとする。
- 5 事業の実施に関する留意事項
- （1） 人件費を計上する場合は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき、算定するものとする。
- （2） 第3の（2）の事業の実施に当たっては、以下のアからエまでを満たす場合は、農林漁業、食品加工又は物流に係る施設・設備・機械をリースして導入することができる。
- ア リースの対象となる施設・設備・機械の利用者の範囲
リースの対象となる施設・設備・機械の利用者は、本事業に取り組む事業実施主体又は、事業実施計画に記載された参画事業者とする。
- イ 本事業で対象とする施設・設備・機械の範囲
本事業で対象とする施設・設備・機械の範囲は、輸出向け農産物等の生産の拡大、流通の効率化、加工、販売に必要なものとする。
なお、本事業においては、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知。以下「整理合理化通知」という。）の基準を適用しないものとする。
- ウ 利用条件
（ア）本事業で使用する施設・設備・機械については、輸出向け農産物等の生産量、出荷量、流通量、輸出向け加工食品の製造・加工量等に応じた適正な規模・処理能力とすること。
（イ）アに定める利用者が共同利用するもの又は事業実施主体（参画事業者を含む。）の所有するものであること。
- エ リース契約の条件
本事業の対象とするリース契約（施設・設備・機械の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）と利用者の2者の間で締結するリース物件の賃借権に関する契約をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
（ア）事業実施計画に記載された利用者及び施設・設備・機械に係るものであること。
（イ）リース事業者が納入する施設・設備・機械は、原則として一般競争入札で選定すること。
（ウ）リース期間は、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。）以内であること。
（エ）本事業以外に国から直接又は間接に補助金等の交付を受けておらず、かつ、受ける予定がない施設・設備・機械であること。
（オ）スマート農機、ドローン、農業ロボット、環境制御施設等をリース導入する場合、当該リース物件に係るシステムサービスの提供者が、「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策

定)で対象として扱うデータ等を取得するときは、事業実施主体は、当該データ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

(カ) 事業実施主体(参画事業者を含む。)は、株式会社マイファームから補助金の交付決定通知を受けたときは、速やかに本事業に係るリース契約をリース事業者と締結すること。

(3) リース料の助成額

リース料助成額は、対象機械等ごとに次に掲げるア及びイの算式に基づき計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計額とすること。なお、算式中のリース物件購入価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は機械等利用者が機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の少数第3位の数字を四捨五入して少数第2位で表した数値とする。

リース料の助成額は、複数年契約であっても本事業の実施年度に要した経費に限る。

ア 「リース料助成額」＝(リース物件購入価格(税抜き)×(リース期間÷法定耐用年数))÷リース期間

イ 「リース料助成額」＝((リース物件購入価格(税抜き)－残存価格))÷リース期間

(4) リース料支払いに関する特約の規定

(2)のエのリース契約においては、以下の事項を特約として規定すること。

ア リース料支払いに係る国からの助成相当額については、初回リース料支払時又は補助金受領後最初のリース料支払時に、リース料助成額の全額を一括して支払うこと。

イ 毎期のリース料支払額は、リース料総額から国からの助成相当額を差し引いた額をリース期間中の支払回数で除した額とすること。

(5) リース料の支払い

ア 事業実施主体(参画事業者を含む。)は、リース事業者から補助金によるリース料の支払いに係る領収書又はこれに類する書類を受け取ったときは、その写しとともに、別記様式第2号により補助金支払確認書を作成し、速やかに株式会社マイファームに提出すること。

イ 事業実施主体(参画事業者を含む。)は、リース期間中におけるリース料の支払いに関する帳票を整備し、納入状況等が明らかになるよう適正に管理するとともに、当該帳票及び本事業に係る関係証拠書類をリース期間終了年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

ウ イに基づき作成、整備及び保管すべき帳票及び証拠書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(6) リース補助物件の管理等

ア 事業実施主体(参画事業者を含む。)は、補助対象経費によりリースで導入した施設・設備・機器(以下「リース補助物件」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

イ 事業実施主体(参画事業者を含む。)は、リース補助物件について当該リース補助物件のリース期間中、別記様式第3号によりリース物件管理台帳を作成し、その他関係書類を整備保管しなければならない。

(7) 改植等支援

ア 第3の(2)の事業において、輸出向け生産の転換に向けて、労働生産性の向上が見込まれる省力樹形や、優良品目・品種への改植等の実施に必要な経費のほか、改植等が実施された後、未収益となる期間に要する経費の一部を転換等助成費で支援する。

a 茶の改植等について補助対象となる取組

別紙1のとおり

b 果樹の改植等について補助対象となる取組

別紙2のとおり

イ 既存の改植等支援の支援を受けている取組については、本事業の対象外とする。事業実施主体は、アの支援を受けるに当たり、本事業における改植等の取組が他の事業の支援対象となっていないことを確認するものとする。

ウ 事業実施主体、参画事業者、参画事業者と連携する生産者及び当該生産者が所属する生産者団体のうち、実際に改植等を行い、改植等支援を受けようとする者（以下「改植等支援対象者」という。）は、別記様式第1号別添6により改植等実施者別計画書を作成し、事業実施主体に対し提出するものとする。

ただし、改植等支援対象者を取りまとめる生産者団体がある場合、当該団体は、改植等支援対象者から別記様式第1号別添6による改植等実施者別計画書の提出を受け、別記様式第1号別添5により生産者グループ別改植等実施計画書を作成し、事業実施主体に別記様式第1号別添5による生産者グループ別改植等実施計画書及び別記様式第1号別添6による改植等実施者別計画書を提出するものとする。

事業実施主体は、改植等支援対象者等（改植等支援対象者及び当該生産者が所属する生産者団体）から提出された別記様式第1号別添5による生産者グループ別改植等実施計画書及び別記様式第1号別添6による改植等実施者別計画書をもとに別記様式第1号別添4により改植等実施計画総括表を作成し、株式会社マイファームに提出するものとする。

エ 改植等実施者別計画書を提出した改植等支援対象者は、改植等を完了した後、速やかに事業実施主体に対し、別記様式第1号別添6により改植等実施者別報告書を提出し、事業実施主体は改植等の実施状況を確認するものとする。

ただし、改植等支援対象者を取りまとめる生産者団体がある場合、当該団体は、改植等支援対象者から別記様式第1号別添6による改植等実施者別報告書の提出を受け、別記様式第1号別添5により生産者グループ別改植等実施報告書を作成し、事業実施主体に別記様式第1号別添5による生産者グループ別改植等実施報告書及び別記様式第1号別添6による改植等実施者別報告書を提出するものとする。

事業実施主体は、改植等支援対象者等から提出された別記様式第1号別添5による生産者グループ別改植等実施報告書及び別記様式第1号別添6による改植等実施者別報告書をもとに別記様式第1号別添4により改植等実施報告総括表を作成し、第9第9項(1)の事業実績報告書と併せて株式会社マイファームに提出するものとする。

なお、実施状況の確認は、有識者から研修を受ける等により確認のための知見を高めたうえで実施することができる。

オ 事業実施主体は、エの確認業務を次のaからdまでに掲げる要件を全て満たす

組織に委託することができる。この場合において、事業実施主体は、当該組織が確認業務を適切に行っているかどうかについて確認を行うこととする。

a 法人格を有していること。

b 実施確認に必要な技術的な能力を有していること。

c 実施確認を適正に行うための手続、体制等に関する規約その他の規定が定められていること。

d 当該組織又は当該組織の構成員が、受託しようとする確認業務における確認対象に含まれる参画事業者になっていないこと。

カ 自然災害による被害を受けた園地については、関係市町村職員の協力を得て確認を実施すること。

キ 事業実施主体は、改植等の実施年度の翌年度から起算して4年目の年度末に1回、8年目の年度末に1回（果樹のみ）、確認を行うとともに、本事業により実施された内容、改植及び新植による転換の態様が維持されていることを確認し、株式会社マイファームに報告するものとする。

株式会社マイファームは、事業実施主体から報告を受けた改植等実施報告の内容を農林水産省輸出・国際局長に報告するものとする。

ク キの確認に当たり、対象茶園にあっては、事業実施の内容、転換等の態様が維持されているかについて改植等実施者別報告書との突合を行うとともに、確認時の対象茶園の写真（日付入り）等の確認根拠書類を、4年後確認については確認後5年間保管するものとする。

対象果樹園にあっては、事業実施の内容、転換等の態様が維持されているかについて改植等実施者別報告書との突合を行うとともに、確認時の対象果樹園の写真（日付入り）等の確認根拠書類を、4年後確認については8年後確認まで、8年後確認については確認後5年間保管するものとする。

ケ エからクまでの確認は改植等支援対象者等とともに本事業を実施する事業実施主体（オにより委託した場合は受託先）が行うものとする。

コ 補助金の交付を受けることができる改植等支援対象者は、エにより事業が適正に実施されたことについて確認を受けた改植等支援対象者とする。

サ 別紙1及び別紙2により補助する取組における改植等支援対象者の補助金の額は、原則として、エにより確認された茶園又は果樹園の面積（㎡単位とし、㎡未満は切り捨てる。）ごとに、同表に定める支援単価を乗じて得た額を合計した額とする。

シ 株式会社マイファームは、必要があると認めるときは、補助事業に関連する必要な範囲において、改植等支援対象者等に対し、業務及び資産の状況その他必要な事項について報告させ、又は改植等支援対象者等の事務所その他の事業場等に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を調査することができる。

ス 改植等支援対象者等は、改植（移動改植を含む。）、新植又は未収益期間支援を実施し補助金が交付された茶園又は果樹園において、当該茶園又は果樹園において改植等を実施した年度の翌年度から起算し、茶の改植等にあつては4年、果樹の改植等にあつては8年を経過しない間に、別記様式第1号別添1による事業実施計画書において承認を受けた品目・品種以外の品目・品種への植栽、未収益期間支援事業の対象品目・品種から未収益期間支援事業の対象とならない品目・品種等への植栽、当該茶園又は果樹園の所有権若しくは貸借権等に移転しようと

するとき又は耕作放棄を含め当該茶又は果樹の栽培の中止等をしようとするときは、事業実施主体に届け出るものとする。

セ 改植等支援対象者等は、改植等を実施した茶園又は果樹園が処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに、事業実施主体に報告するものとする。

事業実施主体は、当該報告を受けたときは、当該園地等の被害状況を調査確認し、遅滞なくその内容を株式会社マイファームに報告するものとする。

株式会社マイファームは、セの報告を受けたときは、遅滞なく農林水産省輸出・国際局長に報告するものとする。

ソ ス又はセのいずれかに該当し、交付決定条件からみて補助金の返還事由に該当する場合には、事業実施主体は、株式会社マイファームに対し、補助金返還を行うものとする。

第8 事業の成果目標等

1 成果目標

事業実施主体の目標年度は、本事業実施年度の1年後とし、成果目標は目標年度における

- (1) 輸出額
- (2) 輸出増加割合
- (3) 輸出量

とする。

ただし、第7第5項(7)の改植等支援を行う場合については、別表3に掲げる支援内容の区分に応じた目標年度とする。

なお、その他目標として、(1)から(3)までに加え、(4)から(10)までも含めることができるものとする。

- (4) 輸出向け栽培面積の拡大(耕作放棄地の活用による拡大を含む。)
- (5) 輸出向け生産を行う農林漁業者の増加
- (6) 国産原料の使用量・増加割合
- (7) 輸出先国の規制・ニーズに適合した新商品の開発、商品の改良等
- (8) ブランド化、GI等の知的財産の取得に向けた活動
- (9) 新たな販路の開拓
- (10) (1)から(9)まで以外の輸出に関する事項

2 事業に参画する農林漁業者・事業者の所得向上効果の把握・検証

株式会社マイファームは、本事業の実施により、本事業に参画した農林漁業者、食品製造業者等(参画事業者の構成員含む。)に裨益する効果(所得向上等)を把握し、検証するものとする。また、事業実施主体は、株式会社マイファームが行う効果の把握・検証に協力しなければならない。

第9 事業実施手続

1 補助金交付の申請

- (1) 第7の3により採択の通知を受けた事業実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは、別記様式第4号により交付申請書を作成し、株式会社マイファームに提出するものとする。

- (2) 事業実施主体は、(1)の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。
- (3) 株式会社マイファームは、(1)の交付申請書の提出があったときには、審査の上、補助金を交付すべきものと認めた場合には速やかに交付決定を行い、事業実施主体に補助金の交付決定の通知を行うものとする。
- (4) 事業実施主体は、原則として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下、適正化法という。)第6条第1項の補助金等の交付の決定(以下「交付決定」という。)後に事業に着手するものとする。
- ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情がある場合にあって、事業実施主体は、交付決定前であっても事業に着手することができる。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
- (5) (4)のただし書により交付決定前に事業に着手する場合においては、事業実施主体は、あらかじめ、(1)において交付申請書を提出する株式会社マイファームの適正な指導を受けた上で、別記様式第5号により交付決定前着手届を作成し、交付決定前に事業に着手する理由を明記して株式会社マイファームに提出するとともに、別記様式第4号による交付申請書の備考欄に交付決定前着手届の提出年月日を記載するものとする。株式会社マイファームは、事業実施主体から交付決定前着手届の提出があったときは、農林水産省輸出・国際局長に報告するものとする。
- 株式会社マイファームは、交付決定前着手届の提出を受ける前に交付決定前に事業に着手する理由等を検討するとともに、交付決定前に着手する範囲を必要最小限にとどめるよう指導するものとし、事業着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるように努めるものとする。
- (6) 事業実施主体が交付申請を取り下げようとするときは、(3)の交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した別記様式第6号の交付申請取下書を株式会社マイファームに提出しなければならない。

2 事業の委託

事業実施主体が事業内容の一部を他の者に委託して行わせる場合は、あらかじめ次に掲げる事項を事業実施計画書に記載し、提出するものとする。

- (1) 委託先名
- (2) 委託する事業の内容
- (3) 当該事業に要する経費

なお、委託して行わせることのできる事業の範囲は、事業費の2分の1を超えてはならないものとする。ただし、海外で実施する事業の遂行に当たり、特殊な知識を必要とするなどのやむを得ない事情があると認められる場合には、事業の主たる部分(事業における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等)を除き、この限りでない。

3 契約等

- (1) 事業実施主体が事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、当該事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合には、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- (2) 事業実施主体が(1)の契約をしようとする場合には、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第7号により契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めるものとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

4 事業実施計画の重要な変更

事業実施主体が以下の(1)から(5)までに掲げる事業実施計画の重要な変更を行う場合は、別記様式第8号により事業計画変更承認申請書を株式会社マイファームに提出し、その承認を得るものとする。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 成果目標の変更を伴う事業実施計画の変更
- (4) 第2項により委託をする事業の新設又は内容の変更
- (5) 交付決定後の参画事業者の追加、脱退

5 事業の中止又は廃止

事業実施主体が事業の中止又は廃止を行う場合には、別記様式第8号により事業中止(廃止)承認申請書を株式会社マイファームに提出し、農林水産省輸出・国際局長の承認を得るものとする。

6 事業遅延の届出

- (1) 事業実施主体は、事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を株式会社マイファームに提出し、その指示を受けなければならない。
- (2) 前項の場合のうち、歳出予算の翌年度への繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の書類の提出に代えることができるが、その場合は株式会社マイファームに当該申請書を提出し、農林水産省輸出・国際局長の承認を得るものとする。

7 補助金の支払方法

補助金は原則として精算払いとする。ただし、事業実施主体からの請求により、必要があると認められる金額については、概算払いをすることができる。

事業実施主体が補助金の全部又は一部について概算払いを受けようとする場合は、別記様式第9号により概算払請求書を株式会社マイファームに提出しなければならない。

8 補助金遂行状況の報告

事業実施主体は、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において別記様式第10号により事業遂行状況報告書を作成し、翌月15日までに株式会社マイファームに提出するものとする。ただし、同時に第7項に基づく概算払いを受けようとする場合には、別記様式第9号による概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

9 事業実績の報告

- (1) 事業実施主体が事業を完了したとき(廃止の承認があったときを含む。)は、その日から1ヶ月を経過した日又は令和7年3月14日までのいずれか早い日まで事業実施計画に準じて別記様式第11号により事業実績報告書を作成し、株式会社マイファームに提出するものとする。実績については、事業の成果目標に基づき記載するものとする。
- (2) 事業実施主体は、別記様式第11号による事業実績報告書を提出するに当たっ

て、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- (3) 事業実施主体は、別記様式第 11 号による事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第 12 号により消費税仕入控除税額報告書を作成しその金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに株式会社マイファームに報告するとともに、株式会社マイファームの返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- (4) 第 9 第 6 項の承認を得た事業実施主体は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 15 日までに（1）の事業実績報告書に準ずる事業実績報告書を株式会社マイファームに提出しなければならない。

10 補助金の額の確定等

- (1) 株式会社マイファームは、別記様式第 11 号による事業実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。
- (2) 株式会社マイファームは、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- (3) (2) の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

11 成果の報告等

- (1) 事業実施主体は、事業の成果について、事業を実施した年度の翌年度及びその次の年度の 2 年間、毎年度、別記様式第 13 号により事業成果報告書を作成し、当該年度の翌年度の 6 月末までに株式会社マイファームに報告するものとする。
ただし、第 7 第 5 項（7）に定める茶の改植等を行った事業実施主体は、事業実施年度から起算して 5 年目まで、果樹の改植等を行った事業実施主体は、事業実施年度から起算して 9 年目までの毎年度の実績を各年度の翌年度の 6 月末までに株式会社マイファームに提出するものとする。
- (2) 当該期限では適切に事業成果を評価することが困難な場合は、あらかじめ株式会社マイファームに報告の予定時期及び報告期日が遅れる合理的な理由を届出の上、報告するものとする。
- (3) 株式会社マイファームが、（1）及び（2）の報告を受けたときは、遅滞なく農林水産省輸出・国際局長に報告するものとする。

第 10 額の再確定

- 1 事業実施主体は、第 9 第 10 項（1）による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったことにより補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、株式会社マイファームに対し当該経費を減額して作成した事業実績報告書を第 9 第 9 項（1）に準じて提出するものとする。
- 2 株式会社マイファームは、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第 9 第 10 項（1）に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 第9第10項（2）及び（3）の規定は、前項の場合に準用する。

第11 交付決定の取消等

- 1 株式会社マイファームは、事業実施主体より第9第5項による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第9第1項（3）による交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
 - （1） 事業実施主体が、交付等要綱、実施要領又は実施規程に基づく株式会社マイファームの処分又は指示に違反した場合
 - （2） 補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - （3） 事業実施主体が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適切な行為をした場合
 - （4） 事業実施主体が、補助事業の実施に関し法令に違反した場合
 - （5） 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 株式会社マイファームは、前項の規定による取消しをした場合において、事業実施主体に既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 株式会社マイファームは、取消しをした場合において、第2項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期限に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項による補助金の返還及び第3項による加算金の納付については、第9第10項（3）の規定を準用する。

第12 収益納付

- 1 事業実施主体が本事業の実施により相当の利益を得たと認められる場合には、別記様式第14号により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事業の実施年度の翌年度の5月末日までに株式会社マイファームに報告するものとする。ただし、株式会社マイファームは、特に必要と認める場合には、当該報告を求める期間を延長することができるものとする。
- 2 株式会社マイファームは、事業実施主体が相当の収益を得たと認めた場合には、その収益の全部又は一部の金額について、株式会社マイファームを通じて国庫へ納付を命じることができるものとする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、補助事業の実施に要する経費として確定した補助金の額を限度とし、株式会社マイファームは、特に必要と認める場合には収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。
- 3 株式会社マイファームは、事業実施主体より相当の収益の納付があった場合には、農林水産省輸出・国際局長へ報告後、納付するものとする。

第13 補助金の経理

- 1 事業実施主体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

- 3 事業実施主体は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え別記様式第15号により財産管理台帳を作成し、その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前3項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは電磁的記録によることができる。
- 5 地方公共団体が本事業の事業実施主体になる場合であって、かつ、本事業を実施するため、補助金として「別表1 補助対象経費」に掲げる費目を支出する場合、事業実施主体は、事業の実施に当たり、必要に応じて補助金の交付の手續等について実施規程を作成することができる。
実施規程は以下の事項を記載するものとする。
 - ア 交付申請及び実績報告
 - イ 交付の決定及び補助金の額の確定等
 - ウ 申請の取下げ
 - エ 補助金の支払い
 - オ 交付決定の取消し等
 - カ 補助金の経理及び補助金交付先に対する調査
 - キ 個人情報保護等に係る対応
 - ク 海外の付加価値税に係る還付金の納付
 - ケ 事業実施報告書
 - コ 補助金交付先の適格性に関する項目等
- 6 地方公共団体が事業実施主体である場合は、交付等要綱第32第1項に定めるもののほか、当該間接補助事業にかかる歳入歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第16号により補助金調書を作成しなければならない。

第14 特許権等の帰属

本事業を実施することにより、発生した特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）については、次の1から4までの条件の遵守を約する確認書を、株式会社マイファームを通じ、国に提出することを条件に、事業実施主体又は参画事業者に帰属させることとする。ただし、国に提出された著作物等を成果の普及等に利用し、又は当該目的で第三者に利用させる権利については、国又は国の指定する者に許諾することとする。

- 1 本事業において得た成果物に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく株式会社マイファームを通じ農林水産省に報告すること。
- 2 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国又は国の指定する者に許諾すること。
- 3 当該特許権等を相当期間活用していないことが認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにし

て当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。

- 4 事業実施主体は、本事業の成果である特許権等については、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するとき、事前に株式会社マイファームを通じ、農林水産省と協議して承諾を得ること。

第 15 海外の付加価値税に係る還付金の納付

事業実施主体は、事業終了後に手数料等を上回る海外付加価値税の還付額が見込まれるときは、付加価値税の還付手続を速やかに行い、株式会社マイファームを経由して手数料等を除いた還付額に係る補助金相当額を国庫に納付するものとする。

また、他の事業等と合算して付加価値税の還付手続を行う場合であっても、株式会社マイファームを経由して手数料等を除いた還付額に係る補助金相当額を国庫に納付するものとする。

第 16 財産の管理等及び財産処分の制限

- 1 事業実施主体は、補助対象経費により取得し、又は公用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等のうち補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 13 条第 4 号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。
- 3 前項に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 4 事業実施主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ株式会社マイファームの承認を受けなければならない。

第 17 留意事項

- 1 輸出促進法第 13 条において、国、都道府県等、株式会社日本政策金融公庫は、農林水産物及び食品の輸出の促進の総合的かつ一体的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力することを定め、活動内容に応じて融資等の支援措置を講ずるための仕組みを創設している。このことから、本事業の実施に当たり、本申請に係る情報（事業者名、所在地、事業規模等）について、事業実施主体及び参画事業者の規模及び性質、採択の有無等に関わらず、必要に応じ、株式会社日本政策金融公庫に提供することとする（ただし、事業実施主体が事業実施計画にて情報提供への同意をしない場合を除く。）。
- 2 事業実施主体及び参画事業者は、補助事業により整備した機器及び器具について、事業名・導入年月日を表示（プレートやシール等）すること。

第 18 報告又は指導

株式会社マイファームは、事業実施主体及び参画事業者に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

第 19 守秘義務

事業実施主体及び参画事業者は、本事業の遂行に際し、知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し、適正な管理をするものとし、本事業の目的又は提供された目的以外に使用してはならない。

なお、情報のうち第三者の機密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

附 則

この実施規程は、令和6年5月30日から施行する。

別表 1 補助対象経費

費目	細目	内容	注意点
備品費		・事業を実施するために直接必要な試験、検証及び調査に係る備品の購入に要する経費 - ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が 50 万円以上の機器及び器具については、見積書（原則 3 社以上、該当する設備備品を 1 社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、支援対象者による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
賃金等		・事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費（装飾費含む）	・事業実施主体（参画事業者を含む）又はその構成員が会議室を所有している場合は、支援対象者の会議室を優先的に使用すること。
	通信運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料金を除く。
	借上料	・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、ライセンス、農業機械・施設、	・農林漁業用、食品加工用、物流用の設備・機械・施設については、リースも対象とする。 ・リース料の助成額は、複数年

		ほ場等の借上経費	契約であっても本事業の実施年度に要した経費に限る。
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷製本に要する経費	
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の購入に要する経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に購読されているものは除く。
	資機材費	・事業を実施するために直接必要な次の経費 ・検証ほ場の設置、検証や管理等に係る資機材費（通常の営農活動に係るものを除く。）	・資材は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	・事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・USB メモリ等の低廉な記録媒体・実証試験等に用いる低廉な器具等 ・本事業の実施のために設置した協議会の協議会公印作成費	・消耗品費は物品受払簿で管理すること。
	ほ場管理費	・ほ場管理に必要な経費	
	情報発信費	・国内外で情報発信を実施するための経費（調査費、商品の改良費、プロモーション費、研修費、商品代、出展料、保険料、食材等購入費、輸送・保管費（荷積み、通関等に必要な経費を含む。）、広報費（システム開発費、広告費、ポスター、パンフレット、映像等）等）	・海外でプロモーション等の取り組みを行う場合は、輸出支援プラットフォーム等と連携して実施すること。
	研修等参加費	・事業を実施するために直接必要な研修等の参加に要する経費	・補助金の確定額は、補助事業に要した配分経費ごとの実支出額と、配分経費に対応する

			補助金の額（変更された場合は変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。ただし、実支出額の算出に当たって、本事業により開催した研修会等において徴収した受講料等に補助対象経費が含まれる場合には、当該受講料等のうち補助対象経費に相当する金額を控除するものとする。
	輸送・保管費	・国内で事業を実施するために直接必要な資機材や物品の輸送、保管、荷積み、通関等に要する経費	
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導、商流構築等を行うための旅費として、依頼した専門家や海外から訪れる検査官、海外バイヤー等に支払う経費	
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要なプロジェクト参加者等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		・事業を実施するために直接必要なプロジェクト参加者等が行う資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体又は参画事業者の代表者及び事業実施主体又は参画事業者に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託す	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の 50%未満とす

		るために必要な経費	ること。ただし、本事業のうち、海外で実施する事業の遂行に当たり、特殊な知識を必要とするなどやむを得ない事業があると認められる場合には、事業の主たる部分を除き、この限りではない。 ・海外で実施する事業の遂行に当たっては、輸出支援プラットフォームや独立行政法人日本貿易振興機構海外事務所に相談・連携の上実施すること。 ・事業そのもの又は事業の主たる部分を成す業務（総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		・事業を実施するために直接必要かつそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、研修、デザイン等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	
転換等助成費		・生産者が海外ニーズに即した品目・品種や栽培法を導入するために新たに必要となる種子・種苗、農薬及び肥料、生産資材等の経費（本事業による生産の転換が実施された	・生産の転換のための改植等に対する支援（改植等に伴う未収益支援を含む。）は、第7第5項（7）のアの規定における別紙1及び別紙2の改植等の取組に係る経費が対象となる。

		後、未収益となる期間に 要する経費の一部も支 援)	
--	--	---------------------------------	--

注1 地方公共団体が本事業の事業実施主体になる場合に限り、地方公共団体は、本事業を実施するため、補助金として「別表1 補助対象経費」に記載された費目を支出することができる。

注2 補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額や事業を実施するために直接必要な経費であること、輸出のために新たに導入したものであること等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

注3 表に掲げる経費であっても、以下の場合にあっては補助対象外とする。

- ・本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合（ただし、農林水産物・食品を除く。）

＜補助対象外となる経費の例＞

本事業により実施した調査結果をまとめた冊子を有償で販売した場合の調査費等

- ・補助事業の有無にかかわらず補助事業者で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

注4 次の取組に係る経費は、補助対象外とする。

- ・国等の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組
- ・農産物等の輸出の際の販売価格支持
- ・輸出支援プラットフォームやJETRO海外事務所と連携していない新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、インターネット等による販売促進を目的とした宣伝・広告
- ・事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- ・その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要したことを証明できない経費

別表 2

事業内容	補助率
大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、大規模輸出 産地モデル形成等支援 （１）地域の関係者による輸出推進体制の組織化 （２）生産・流通体系の転換を通じた大規模輸出産地のモデル構築	定額 （１事業実施地区あたりの 国庫補助金額については、30 百万円を上限とする。）

別表 3－1 茶の改植等支援の目標年度

支援内容	目標年度
（ア）改植に伴う未収益支援①	５年後
（イ）改植に伴う未収益支援②	５年後
（ウ）棚施設を利用した栽培法への転換に伴う未収益支援	５年後
（エ）改植支援	５年後
（オ）新植支援	５年後
	※事業実施年度を初年度とする。

別表 3－2 果樹の改植等支援の目標年度

支援内容	目標年度
（ア）改植等に伴う未収益支援	５年後
（イ）改植支援	５年後
（ウ）新植支援	５年後
	※事業実施年度を初年度とする。
	※ただし、９年後まで確認することとする。

(参考)

別表 3-1, 3-2 の考え方

●実施規程第7第5項(7)キ

改植等による転換後、その態様が維持されていることについて「確認・報告」を要する年度(※)

	初年度	2年後	3年後	4年後	5年後	6年後	7年後	8年後	9年後
茶	改植等 実施	—	—	—	要	—	—	—	—
果樹	改植等 実施	—	—	—	要	—	—	—	要

※ 確認・報告を要する年度の翌年度の6月末までに報告

●実施規程第9第11項

「成果の報告等」を要する年度(※)

	初年度	2年後	3年後	4年後	5年後	6年後	7年後	8年後	9年後
茶	改植等 実施	要	要	要	要	—	—	—	—
果樹	改植等 実施	要	要	要	要	要	要	要	要

※ 各年度の実績を翌年度の6月末までに報告

別紙1（実施規程 第7第5項（7）ア a 茶の改植等 関係）

茶の改植等の促進

茶の改植等（改植（移動改植を含む。）、新植、棚施設を利用した栽培法への転換をいう。以下同じ。）であって、茶園の若返りや競争力のある品種や栽培法への転換を図り、大規模な輸出産地のモデルを構築することを目的として行うものの促進。

茶の改植等の実施は、以下に定めるところによるものとする。

（1） 定義

本事業について、以下のアからキまでに掲げる用語の定義は、下記に定めるところによる。

ア 改植

茶園において、樹体を根本から切断（以下「伐採」という。）し、抜根又は枯死させた後、伐採した茶樹と同規模の優良品種系統等の茶樹を新たに植栽することをいい、移動改植を含むものとする。

イ 移動改植

茶園において伐採を実施した後、伐採した茶樹と同規模の優良品種系統等の茶樹を当該茶園以外の農地において、新たに植栽することをいう。

ウ 新植

優良品種系統等の茶樹を、放任茶園や他品目の畑地等へ植栽することをいう。

エ 棚施設を利用した栽培法への転換

茶製品の付加価値向上を目的とし、露地栽培の茶園の上部と側面を資材で覆うための棚施設を設置し、露地栽培から栽培法を転換することをいう。

オ 未収益支援

改植等（直接被覆栽培への転換、有機栽培への転換、輸出向け栽培体系への転換を含む。）の実施後、未収益となる期間に要する経費の一部を支援することをいう。

カ 支援対象年度

交付決定の日から当該年度の3月7日までの期間をいう。

キ 支援対象面積

茶の生産者が行う支援対象年度ごとの改植等の面積として、（6）に定める方法により算定した面積をいう。

（2） 事業内容

ア 事業概要

本事業は、事業実施主体が、イ及びウに定める要件を満たす茶の生産者に対し、エに定めるところにより補助金を交付する事業とする。

イ 支援の対象となる生産者

本事業により事業実施主体から補助金の交付を受けようとする茶の生産者（以下「支援対象者」という。）は、事業実施計画に記載された参画事業者及び参画事業者の構成員である茶の生産者とする。

ウ 支援の対象となる茶園

支援対象者の茶園は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。

（ア）改植等（新植を除く。）を行う場合にあっては、支援対象年度の前年度まで、茶園として通常の収穫が見込まれるよう適切な栽培管理が行われていること。

- (イ) 地域の実情に照らし、通常の収穫が見込まれる植栽密度を有し、かつ、改植等（新植を除く。）実施後においても同等の植栽密度を有することが見込まれる茶園であること。
- (ウ) 当該茶園が、茶産地の収益力の強化と農業者の経営安定を図り、大規模輸出産地を形成するため、事業実施主体が策定する事業実施計画に定めた区域内にあること。
- (エ) 当該茶園について、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条又は第 5 条に基づく農地転用の許可申請書が提出されていないこと。
- (オ) 当該茶園を農地以外のものにすることを前提とした所有権の移転又は賃貸借等の使用収益権の設定若しくは移転に関する協議が現に行われ、又は整った茶園でないこと。
- (カ) 過去（同一の作物年に実施する場合を除く。以下同じ。）に国庫補助事業による茶の改植等の支援の対象となった茶園でないこと。
- (キ) 本事業以外の国庫補助事業又は地方公共団体の補助事業により改植等が行われる茶園でないこと。ただし、未収益支援についてはこの限りではない。

エ 補助金の算定方法 事業実施主体が支援対象者に交付する補助金の総額は、次に掲げる支援内容の区分に応じ、支援内容ごとの支援対象面積に 10 アール当たり単価の欄に掲げる金額を乗じて得た金額とする。

- (イ) に掲げる改植に伴う未収益支援を受ける場合は、異なる品種への改植を行うこと。

ただし、対象作物に関し、根拠となる積算に基づき、かつ、当該積算が妥当と認められる場合には、事業実施主体が独自の支援額を定めることができる。

支援内容	10 アール当たり単価
(ア) 改植に伴う未収益支援①	141,000 円
(イ) 改植に伴う未収益支援②	181,000 円
(ウ) 棚施設を利用した栽培法への転換に伴う未収益支援	40,000 円
(エ) 改植支援	152,000 円
(オ) 新植支援	120,000 円

(注) 上記の(ア)から(オ)までに挙げる支援内容のうち、下表で○を付した組み合わせについては同時に取り組むことができる。

支援内容	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)
(ア)				○	
(イ)				○	
(ウ)					
(エ)	○	○			
(オ)					

(3) 事業実施主体及び事業実施区域

事業実施区域は、事業実施計画に記載された区域とする。

(4) 事業実施手続

ア 改植等実施計画

別記様式第1号別添4-1、5-1、6-1に記載し、事業実施計画に添付すること。併せて事前確認書類として、参考別添1及び2を提出すること。

イ 改植等実施報告書

(ア) 改植等実施計画の実施結果を別記様式第1号別添4-1、5-1、6-1に記載し、実績報告書に添付して令和7年3月7日までに株式会社マイファームに提出すること。併せて、事後確認書類として参考別添1及び2を提出すること。

(イ) 改植等実施報告書の作成に当たっては、下記のとおり事業実施確認を行い報告すること。

a 実施確認の報告

事業実施主体が行う実施確認については、次のとおりとする。

(a) (4)イ(ア)に定める確認(以下「事前確認」という。)は、当該

(4)イ(ア)により提出を受けた事前確認資料により行うものとする。

ただし、事業実施主体は、事前確認資料のみでは確認が困難であると判断する場合には、現地確認を行うものとする。

(ウ) 事業実施主体は、(4)イ(イ)に定める確認(以下「事後確認」という。)に当たっては、以下の事項を現地で確認するものとする。

a 改植等の取組が確実に実施されたこと。

b 実際の支援対象面積

c 改植を行った場合にあっては、新たに植栽した茶樹の品種名

d 移動改植を行った場合にあっては、移動前の茶園が引き続き茶園として使用されていないこと。

- e 棚施設を利用した栽培法への転換を行った場合にあっては、棚施設が設置されるとともに、導入した被覆資材により、茶園の上部と側面が覆われていること。
- (エ) 事業実施主体は、事後確認に当たり、必要に応じ、支援対象者や茶生産者グループ（支援対象者が参画する茶の生産者グループをいう。以下同じ。）の代表者等の立ち会いを求めるとともに、支援対象者に対して関係書類の提出を依頼するものとする。
- (オ) 事業実施主体は、現地における事後確認を円滑に実施するため、必要に応じ、関係機関に対し協力を依頼するものとする。
- (カ) 確認業務の委託
事業実施主体は、（イ）及び（ウ）に係る確認業務を次の a から d までに掲げる要件を全て満たす組織に委託することができるものとする。この場合においては、事業実施主体は、当該組織が確認業務を適切に行っているかどうかについて確認を行うこととする。
 - a 法人格を有していること。
 - b 実施確認に必要な技術的な能力を有していること。
 - c 実施確認を適正に行うための手続、体制等に関する規約その他の規定が定められていること。
 - d 当該組織又は当該組織の構成員が、受託しようとする確認業務における確認対象に含まれる茶生産者グループの構成員になっていないこと。
- (キ) 実施確認結果の通知
 - a 事業実施主体は、事後確認を行った場合は、茶生産者グループに対し、別記様式第 1 号別添 5－1、6－1 により確認結果を通知する。
 - b a の通知を受けた茶生産者グループは、構成員となっている支援対象者に対し、遅滞なく、事業実施主体から通知された確認結果を別記様式第 1 号別添 6－1 により通知するものとする。
- ウ 事業実施状況の報告
改植等を実施した事業実施主体は、改植等の実施年度から起算して 5 年目の翌年度の 6 月末までに 1 回、改植等の取組の態様が継続され、かつ、地域における栽培指導指針又はこれに準じるものに基づいて施肥、防除等の栽培管理等が行われていることを確認し、別記様式第 1 号別添 4－1、5－1、6－1 を付して翌年度の 6 月末日までに株式会社マイファームに報告するものとする。
- エ 補助金の返還
事業実施主体は、ウの事業実施状況の確認をした結果、改植等の取組の態様が継続していないこと及び適切な栽培管理が行われていないことが明らかになった場合は、支援対象者に対し、補助金の返還を命じるものとする。
ただし、次に掲げる場合にあっては、この限りではない。
 - (ア) 補助金の交付を受けた支援対象者が未収益の期間中に、当該茶園について、他の農業者に譲渡又は貸付けを行った場合において、改植等の取組の態様が継続されており、かつ、適切な栽培管理が行われていることが明らかな場合。

(イ) 気象災害等により茶園が崩壊し、茶園に設置した棚施設が崩壊し、又は茶樹が枯死し、改植等の取組の態様が継続できないことが明らかな場合において、実施状況の確認を行った年度の翌年度までに、棚施設の復旧工事、茶樹の植栽等を行い、栽培指導指針等に即して、施肥、防除等の栽培管理が行われることが確実と見込まれる場合。

(5) 支援対象面積の算定方法について

ア 範囲

支援対象面積の範囲は、畦畔、枕地、法面等茶が植栽されていない面積を含まない本地面積とし、支援内容ごとに、それぞれ次に掲げるものとする。

(ア) 改植（移動改植を除く。）

伐採し、抜根又は枯死させた後、茶樹を新たに植栽した面積（ただし、伐採した面積を上限とする。）

(イ) 移動改植

茶園において伐採を実施した後、当該茶園以外の農地において茶樹を植栽した面積（ただし、伐採した面積を上限とする。）

(ウ) 新植

優良品種系統等の茶樹を、放任茶園や他品目の畑地等へ植栽した面積

(エ) 棚施設を利用した栽培法への転換

露地栽培の茶園の上部と側面を資材で覆うための棚施設を設置する面積

イ 測定方法

次のいずれかの方法により測定するものとする。

(ア) 実測

現地において実測を行う。

(イ) 図測

原則、2,500 分の 1 以上の縮尺図等の図測により行う。なお、2,500 分の 1 未満 5,000 分の 1 以上の縮尺図等の図測による場合は、当該図測面積に 0.95 を乗じた数値を支援対象面積とするものとする。

(ウ) 公的資料等に記載された面積の活用

国土調査結果、土地登記簿、固定資産課税台帳及び共済加入申請書のうち当該茶園面積を表すのに最適であると判断される公的資料等に記載された面積とする。

(エ) その他

(ア) から (ウ) までにより測定し難い場合であって、かつ、合理的な理由がある場合には、事業実施主体が別に定める方法により茶園面積を把握することができるものとする。

ウ 畦畔面積の算出について

土地登記簿等に記載された面積が、畦畔の面積を含んでいる場合にあっては、畦畔の状況がおおむね類似している地域ごとに、次のいずれかにより算出した平均畦畔率を用いて畦畔面積を算出し、これを土地登記簿等に記載された面積から差し引いて計算するものとする。

- (ア) 対象茶園を抽出した後、実測して求めた平均畦畔率
- (イ) 図面上の測量により求めた平均畦畔率（ほ場整備事業完了地区等茶園の区画が整理されている地域に限る。）
- (6) 事前確認に必要な資料について
- 事業実施主体が事前確認を行うために必要な資料として支援対象者が提出する資料とは、次に掲げる資料とする。

支援内容	事前確認を行うために必要な資料
ア 改植に伴う未収益支援及び改植支援	【同一茶園の場合】・改植を行う前の茶園写真 ただし、写真が準備できない場合には、改植前の茶園が分かる資料として、次のいずれかのものを準備すること。 (ア) 当該茶園の荒茶の出荷伝票 (イ) 栽培日誌の写しなど客観的に証明できる資料 【移動改植の場合】 ・茶樹の伐採を実施する前の茶園写真及び改植を実施する前の農地の写真 ただし、写真が準備できない場合には、移動改植元の茶園又は移動改植先の農地が分かる資料として、次のいずれかのものを準備すること。 (移動改植元の茶園の場合) (ア) 当該茶園の荒茶の出荷伝票 (イ) 栽培日誌の写しなど客観的に証明できる資料 (移動改植先の農地の場合) (ウ) 現況の写真（更地の状況） (エ) 客観的に証明できる資料
イ 棚施設を利用した栽培法への転換に伴う未収益支援	・棚施設を設置する前の茶園写真 ただし、写真が準備できない場合には、棚施設を設置する前の茶園が分かる資料として、以下のいずれかのものを準備すること。 (ア) 当該茶園の荒茶の出荷伝票 (イ) 栽培日誌の写し (ウ) 棚施設の工事費明細書など工期等が客観的に証明できる資料

別紙2（実施規程 第7第5項（7）アb 果樹の改植等 関係）

果樹の大規模輸出産地のモデルを構築することを目的として以下の取組を実施する。

1 果樹の改植等の促進

（1）事業の内容

本事業は、大規模輸出産地のモデル地区を構築するため、事業実施計画に基づき、事業実施主体や参画事業者が行う、労働生産性の向上が見込まれる省力樹形や優良な品目又は品種（以下「優良品目・品種」という。）への改植・新植その他幼木管理経費の一部を支援することで生産基盤を強化する取組に要する経費を補助する事業とする。

（2）補助対象となる取組等

本事業において補助対象となる取組、補助率等は次の表のとおりとする。

ただし、対象作物に関し、根拠となる積算に基づき、かつ、当該積算が妥当と認められる場合には、事業実施主体が独自の支援額を定めることができる。

補助対象となる取組	補助率
1 改植事業 （1）優良品目・品種への転換等 ア 慣行樹形等への改植・新植 （ア） うんしゅうみかん等のかんきつ類への改植・新植 （イ） りんごのわい化栽培への改植・新植 （ウ） その他の主要果樹への改植・新植	（括弧内は改植（新植）支援単価） 定額（23（21）万円/10a以内） 定額（33（32）万円/10a以内） 定額（17（15）万円/10a以内）

イ 省力樹形への改植・新植 (ア) 超高密植（トールスピンドル）栽培（りんご）への改植・新植	定額（73（71）万円/10a以内）
(イ) 高密植低樹高（新わい化）栽培（りんご）への改植・新植	定額（53（52）万円/10a以内）
(ウ) 根域制限栽培（うんしゅうみかん等のかんきつ類）への改植・新植	定額（111（108）万円/10a以内）
(エ) 根域制限栽培（ぶどう等）への改植・新植	定額（100（99）万円/10a以内）
(オ) ジョイント栽培（もも、かき等）への改植・新植	定額（33（32）万円/10a以内）
(カ) 朝日ロンバス方式（りんご）への改植・新植	定額（33（32）万円/10a以内）
(キ) V字ジョイント栽培（りんご、もも、かき）への改植・新植	定額（73（71）万円/10a以内）
2 花粉専用樹の新植・改植等	
ア りんご等の重点品目の花粉専用樹の新植・改植に必要な深耕・整地費、土壌改良資材費、植栽費、苗木代等（改植の場合は伐採・抜根費も補助対象経費）	定額 （新植:15万円/10a以内 改植:17万円/10a以内）
イ 花粉専用樹の育成管理 新植・改植後、花粉が採れるまでの幼木の育成管理に必要な肥料代・農薬代等の経費	定額（11万円/10a以内）

(注)

ア 改植とは、果樹の樹体を根元から切断(以下「伐採」という。)し、抜根するか又は枯死させ、跡地等に優良品目・品種の果樹を植栽することをいう。ただし、果樹の樹体の伐採等を実施した果樹園と同等の面積を有する他の土地に優良品目・品種の果樹を植栽する場合（以下「移動改植」という。）も改植とみなす。

ただし、一定期間内に果樹の樹体の伐採等を確実にを行うことを前提に当該樹体の近傍に優良品目・品種の果樹を植栽し、その後既存の樹体の伐採等を行う場合（以下「補植改植」という。）及び災害復旧対策等で伐採・抜根・整地等の工事を行った当該果樹園における植栽は、本事業における改植とはみなさない。

イ 新植とは、アの改植に相当する、優良品目・品種の生産を振興するために果樹の植栽が行われていない土地等で植栽することをいう。

ウ 省力樹形とは、未収益となる期間の短縮が期待できるものであり、かつ、以下の（１）又は（２）の要件を満たすものであること。

（１）10a 当たり労働時間について、慣行栽培と比較して 10%以上縮減できることが、事例等で確認できる樹形であること。

（２）10a 当たり収量について、慣行栽培と比較して 10%以上増加できることが、事例等で確認できる樹形であること。

※海外の事例等については、日本語訳を提出すること。

(3) 支援の要件

ア 支援対象果樹園の要件

本事業は、以下に掲げる全ての要件を満たす土地を対象として実施するものとする。

- (ア) 原則として、農業振興地域内の農用地区域及び生産緑地法第3条に基づく生産緑地地区において実施できるものとする。ただし、移動改植元の果樹園はこの限りでない。
- (イ) 整備事業の実施年度まで過去5年間以上、通常の収穫をあげうるに十分な植栽密度を有し、事業実施地域の生産出荷団体、普及指導センター等が定めた栽培指導指針等に即して、施肥、防除等の栽培管理が行われ、更に結果樹園にあっては収穫の作業が行われている果樹園であること。ただし、移動改植元の果樹園については、この限りでない。
- (ウ) 原則として、当該果樹園を農地以外のものにすることを前提とした所有権の移転又は賃貸借等使用収益権の設定若しくは移転に関する協議が、当該果樹園に係る生産者と第三者（地方公共団体を含む。）との間において整った果樹園でないこと。

イ 事業実施の要件

本事業において補助対象となる取組を実施する場合は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (ア) 次に掲げるいずれかの要件を満たしていること。
 - ① 改植等支援対象者が栽培管理する果樹園又は果樹園として栽培管理することが確実な土地（新植の場合に限る。）であること（放任園地等含む。）。
 - ② 改植等支援対象者が栽培管理する果樹園又は果樹園として栽培管理することが確実な土地（新植の場合に限る。）であること。
- (イ) 改植又は新植を実施する場合にあっては実施面積が1ヶ所当たり地続きでおおむね2アール以上であること。なお、改植及び新植については地続きであれば1カ所として実施面積を判断することができる。ただし、自然災害又は通常の管理では防ぐことができない病虫害・生理障害による被害が発生した場合の改植にあっては、支援対象者ごとの合計面積がおおむね2アール以上であること。

(4) 支援対象となる植栽密度の下限

事業の種類	補助対象となる経費、植栽密度等
改植・新植	(ア) 補助対象となる経費 伐採・抜根費、深耕・整地費、土壌改良用資材費、苗木代、植栽費、支柱費等の経費。ただし、新植においては伐採・伐根費を除く。 (イ) 植栽密度の下限 補助対象とする植栽密度の下限は次のとおりとする。 (a) 慣行樹形等への改植・新植 ① うんしゅうみかんへの改植・新植 青島温州を除くうんしゅうみかん（50本／10a）、青島温州（36本／10a）

	② うんしゅうみかん以外のかんきつ類のうち以下の品目への改植・新植 不知火（47本／10a）、いよかん（62本／10a）、レモン（25本／10a）、はっさく（28本／10a）、ゆず（27本／10a）、ぽんかん（40本／10a）、ぶんたん（20本／10a）、たんかん（22本／10a） ③ その他の主要果樹のうち以下の品目への改植・新植 りんご（18本／10a）、かき（30本／10a）、ぶどう（12本／10a）、もも（18本／10a） ④ りんごのわい化栽培への改植・新植（62本／10a） (b) 省力樹形への改植・新植 ① 超高密植（トールスピンドル、りんご）栽培への改植・新植（概ね 250本以上／10a） ② 高密植低樹高（新わい化、りんご）栽培への改植・新植（概ね165本以上／10a） ③ 根域制限栽培（うんしゅうみかん等のかんきつ類）への改植・新植（概ね170本以上／10a） ④ 根域制限栽培（ぶどう、もも）への改植・新植（概ね170本以上／10a） ⑤ ジョイント栽培（もも）への改植・新植（概ね169本以上／10a） ⑥ ジョイント栽培（かき）への改植・新植（概ね190本以上／10a） ⑦ 朝日ロンバス方式（りんご）への改植・新植（概ね33本以上／10a） ⑧ V字ジョイント栽培（もも）への改植・新植（概ね125本以上／10a） ⑨ V字ジョイント栽培（りんご）への改植・新植（概ね166本以上／10a） ⑩ V字ジョイント栽培（かき）への改植・新植（概ね190本以上／10a）
--	---

2 果樹未収益期間支援事業

(1) 事業の内容

次のア及びイに定める者（2において「支援対象者」という。）に対し、労働生産性の向上が見込まれる省力樹形や、優良品目・品種への改植・新植が実施された後、経済的に価値のある水準の収量が得られるまでの期間（以下「果樹未収益期間」という。）に要する経費の一部を補助する事業とする。

ア 1の(2)の表のうち1の(1)の改植・新植の取組（事業実施主体が定める改植・新植の取組をいう。）を実施した者

イ 1の(2)の表のうち、1の取組を実施した園地の所有権又は貸借権等を1年以内に取得して営農活動を開始し、かつ営農開始時に担い手であることが確実に認められる者

(2) 果樹未収益期間

本事業における果樹未収益期間は改植・新植実施年を含む5年間とし、そのうち支援対象期間は改植・新植実施年を除いた4年間とする。

(3) 補助率

本事業による補助率は定額（22万円/10a以内）とする。

※担い手（農家）ごとに、概ね2アール以上を同一年度内に改植・新植した場合に対象となる。

3 果樹の改植等支援及び果樹未収益期間支援の申告及び確定報告

(1) 申告

ア 1及び2の取組に係る支援対象者は、別記様式第1別添6-2による改植等実施者別（変更）計画書（果樹）を果樹生産者グループに申告するものとする。

イ 果樹生産者グループは、支援対象者から申告されたアを別記様式第1別添5-2による果樹生産者グループ別改植等実施（変更）計画書にとりまとめ、事業実施主体に提出するものとし、事業実施主体は、当該報告を別記様式第1別添4-2による改植等実施（変更）計画総括表（果樹）に取りまとめ、株式会社マイファームに報告するものとする。

(2) 確定報告

1及び2の実施結果の報告は、(1)に準じて行うものとする。

(3) 事業実施状況の報告

改植等を実施した事業実施主体は、改植等の実施年度から起算して5年目の翌年度の6月末までに1回、改植等の取組の態様が継続され、かつ、地域における栽培指導指針又はこれに準じるものに基づいて施肥、防除等の栽培管理等が行われていることを確認し、別記様式第1号別添4-2、5-2、6-2を付して翌年度の6月末日までに株式会社マイファームに報告するものとする。

事業実施計画書

受付 NO

1. 事業実施主体及び参画事業者の概要

事業名	大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、大規模輸出産地モデル形成等支援
品 目	

事業実施主体名及び連絡先	団体名：		
	団体代表者 氏名：		
	(以下、事業担当者の氏名等)		
	氏名（ふりがな）：		
	所属（部署名等）：		
	役職：		
	所在地：		
	電話番号		F A X
	E-mail：		
経理担当者名及び連絡先	URL：		
	氏名（ふりがな）：		
	所属（部署名等）：		
	役職：		
	電話番号		F A X
	E-mail：		
個人情報 の取 扱い	同意します	☐	本事業の実施に当たり、輸出促進法の第 13 条に則り、事業者名、所在地、事業規模等について、事業実施主体の規模及び性質、採択の有無等に関わらず、株式会社日本政策金融公庫に提供することに同意します。 ※同意いただけなかった場合でも、事業の採択等に影響はございません。 ※輸出促進法 第 13 条 国、都道府県等、株式会社日本政策金融公庫その他の関係者は、農林水産物及び食品の輸出の促進の総合的かつ一体的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。
	同意しません	☐	

事業実施主体の概要

- (1) 事業実施主体の名称
- (2) 主たる事務所の所在地
- (3) 代表者の役職名及び氏名
- (4) 設立目的
- (5) 設立年月日及び事業年度
- (6) 主たる業務の内容

※都道府県が事業実施主体の場合、(4)、(5)、(6) は記載不要

参画事業者の概要

※参画事業者ごとに記載してください。

- (1) 参画事業者の名称
- (2) 主たる事務所の所在地
- (3) 代表者の役職名及び氏名
- (4) 設立目的
- (5) 設立年月日及び事業年度
- (6) 主たる業務の内容

※団体ホームページのURLを記載してください。

※上記ホームページに、以下の情報が記載されている場合は☒をお願いします。

☐業務（事業）内容

☐財務状況

過去の類似・関連事業の実績、実施内容等

事業担当者の業績等

※事業担当者全員の業績を事業担当者ごとに具体的に記載してください。

※事業実施主体及び参画事業者の事業担当者について記載してください。

事業統括者 〇〇 太郎（所属・役職）

プロフィール

〇〇担当 〇〇 花子（所属・役職）

プロフィール

（注）事業ご担当者様全員の本事業に関連する今までの業績（プロフィール）をご記載ください。履歴書ではなく、この事業を実施するのに適任者とわかるような説明をお願いいたします。

今年度、既に採択が決定及び実施している農林水産省の補助事業があれば、その事業名及び事業概要を記載してください。

【事業名】

〇〇推進事業

【事業概要】・・・簡潔に記載してください

〇〇の取組を支援するもの

過去３年以内における補助金等の交付決定取消の原因となる行為の有無及びその概要

※ 該当する場合には、当該取消を受けた日を記載してください。

1. 事業概要

【本事業で取り扱う輸出品目】

【輸出対象国名】

品目〇〇：〇〇国

※品目別に輸出対象国名を記載してください。

【事業の目的】

※輸出に当たっての実績や取組の背景となる課題等について記載してください。

取組もうとする事業内容が、実施規程第3の事業内容に資するものであることを具体的、かつ簡潔に記載してください。

【事業の背景及びこれまでの取組】

※これまでの取組及び事業実施の背景について記載してください。

※輸出産地拡大に向けた取組等特筆すべき事項があれば記載してください。

【事業計画概要】

(1). 地域の関係者による輸出推進体制の組織化

※ 概要を簡潔に記載してください。

(2). 生産・流通体系の転換を通じた大規模輸出産地のモデル構築

ア 生産体系の転換

実施地域：品目〇〇 〇〇県〇〇市、〇〇町・・・

※ 取組の概要を簡潔に記載してください。

イ 流通体系の転換

実施地域：品目〇〇 〇〇県〇〇市、〇〇町・・・

※ 取組の概要を簡潔に記載してください。

【他事業の実施地区の該当確認】

以下の地区・区域に該当する場合は、地区名等を記載してください。

①輸出向けHACCP等対応施設整備緊急事業の実施地区

実施地区名：〇〇県〇〇市 事業採択者名：〇〇〇〇

②輸出物流構築緊急対策事業の実施地区

実施地区名：〇〇県〇〇市 事業採択者名：〇〇〇〇

③環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第16条第1項の基本計画において定められた特定区域

特定区域名：〇〇県〇〇市

2. 実施方法

(1) 地域の関係者による輸出推進体制の組織化

- ※ 事業全体のコーディネート、生産者等への技術指導、販路の開拓を誰が行うのかわかるように記載してください。
- ※ 輸出支援プラットフォーム等との連携体制や連携する内容について記載してください。

(2) 生産・流通体系の転換を通じた大規模輸出産地のモデル構築

ア 生産体系の転換

イ 流通体系の転換

(3) 生産・流通コスト削減に向けた取組

- ・削減するコストの内容
- ・削減に向けた取組の内容

- ・(1)、(2) 及び (3) の取り組む内容について、量、面積、実施期間、方法、手順、スケジュールなど定量的に出来るだけ具体的に記載してください。
- ・他の事業では、経費として計上されているにもかかわらず、事業内容や実施方法には記載がない場合が多々みられます。必ず事業実施計画と経費の積算根拠が対応するように記載をお願いいたします。

(記入例)

- ・イベント、試験販売等の日時、会場、参加予定人数・属性、ターゲットについて、イベントのプログラム等の具体的な実施内容。
- ・展示会・商談会の概要、日時、会場、参加予定人数・属性、商談件数等具体的な内容
- ・販促資材の作成（種類、言語等を含む具体的な内容）
- ・海外ECサイトの出店（サイトの概要等と具体的な内容）
- ・Webサイト作成・SNS発信（発信言語、ターゲット、アクセス目標等を含む）
- ・リースで導入する農業機械等の具体的な機械の種類、仕様、能力、方法について、導入することによって得られる成果
- ・改植等を行うことによって得られる成果等

3. 実施体制

複数の事業者と連携して事業を実施することは、本事業の応募必須条件となっています。事業実施体制を図示してください。

どのように輸出に繋がっていくのか明確に分かるよう、海外との連携についても記載してください。連携又は委託を行う団体がある場合には、その名称、概要及び事務処理体系についても記載してください。

4. 改植等

※改植等を行う場合、改植等の実施方針を可能な限り詳細に記載してください。

※別記様式第1号別添4、別添5及び別添6にも記載してください。

※既存の改植等支援の支援を受けている取組については、本事業の支援対象外です。

(1) 事業実施区域

(2) 改植等の実施方針・実施内容

(3) 本事業とは別の国費や県費等が投入された事業との関連概要

(本事業における改植等対象園地において該当がある場合に記載)

ア 該当園地

※住所、面積等

イ 事業名

ウ 事業の所管

※省庁や地方公共団体等の名称を記載すること。

エ 実施年度

オ 改植等の内容

※対象設備等を具体的に記載すること。

5. リース導入する施設・設備・機械

※リース導入する施設・設備・機械があれば記載してください。

(1) 主として使用する者（事業実施主体又は参画事業者のいずれかを記載）

(2) 設置場所

ア 設置場所の名称

イ 設置場所の所有者

ウ 所在地

エ 設置場所の所有者が事業実施主体（参画事業者含む。）でない場合には、賃貸関係が明らかとなる書類を添付。

(3) 導入する施設・設備・機械の内容

施設・設備・機械 の名称	機能	規模・能力	数量	物件価格（円）

※ 物件価格が分かる見積書を添付してください。

(4) リースを行う農業機械等の決定の根拠

機械の種類・ 形式	リース物件価格 (千円)	リースを行う農業機械の選定理由及び規模決定の根拠	備 考

注1：「リース物件価格（千円）」の欄は、リースする農業機械等の販売業者により設定されている小売希望価格（設定されていない場合は一般的な実勢価格（税抜価格））を記入すること。

2：「リースを行う農業機械の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」は農業機械の能力を決定（導入する機械の能力、台数、単価等）した計算過程をその根拠となる機械の能力等の具体的な数値を用いて記入すること。

3：リースする農業機械等の価格が 400 万円以上の場合、その機械等をリースする理由を「リースを行う農業機械の選定理由及び規模決定の根拠」の欄にあわせて記入すること。

(5) リース事業者に機械を納入する業者の選定方法の計画

入札方法（いずれかに○をする）	指名業者選定の考え方	備 考
一般競争入札 ・ 指名競争入札		

注：「指名業者選定の考え方」の欄は、一般競争入札以外の選定方法で業者を選定した場合、記入すること。

(6) リース料

施設・設備・機械の 名称	物件価格	補助金相当額	支払期間	リース料金 (上段：月額) (下段：合計)
	円	円		円

※ リース料が分かる見積書を添付してください。

※ 導入する施設・設備・機械ごとに記入してください。

※ 「リース料金」の欄は、機械等のリース料相当額を記入すること。また、リース契約内容のわかる資料を添付すること。

(7) リース会社の名称及び概要

ア リース会社の名称及び代表者

イ 所在地及び電話番号

ウ 資本金

エ 主な株主

オ 関係書類 導入する施設・設備・機器のパンフレット、見積書の写し、複数の相見積り（実績報告の際には、別紙の補助金支払確認書を添付してください。）

6. 輸出事業計画の認定

☐ 既に認定を受けている

※事業実施主体または参画事業者のいずれかが農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第37条に基づき、農林水産大臣から輸出事業計画の認定を受けている場合、チェックしてください。

【輸出事業計画の認定を受けている者の名称】

※輸出事業計画の認定を受けている者をすべて記載してください)

〇〇株式会社 (品目: 〇、目標とする輸出先国、地域: 〇、目標輸出額: 〇億円)

〇〇農業協同組合 (品目: 〇、目標とする輸出先国、地域: 〇、目標輸出額: 〇億円)

7. 実施スケジュール

(主な内容が分かるよう事業内容毎、月別スケジュールにて記載してください。)

(記入例) ※期間は原則として令和6年4月から令和7年3月までとなります。

	〇年 〇月	・・・	〇年 〇月	・・・	〇年 〇月
1 地域の関係者による輸出推進体制の組織化		←→	〇〇EXPOの出展	←→	FOODEX出展 輸出事業計画策定
2 生産・流通体系の転換を通じた大規模輸出産地のモデル構築 ア 生産体系の転換		←→	改植等を実施		←→
2 生産・流通体系の転換を通じた大規模輸出産地のモデル構築 イ 流通体系の転換			←→	〇〇を実施	

8. 事業の成果目標 (達成すべき成果)、波及効果

(1) 成果目標

<必須>

事業実施主体の目標年度は、本事業実施年度の1年後とし、成果目標は目標年度における

- (1) 輸出額
- (2) 輸出増加割合
- (3) 輸出量

<任意>

- (4) 輸出向け栽培面積の拡大 (耕作放棄地の活用による拡大含む)
- (5) 輸出向け生産を行う農林漁業者の増加
- (6) 国産原料の使用量・増加割合
- (7) 輸出先国の規制・ニーズに適合した新商品の開発、商品の改良等
- (8) ブランド化、G I 等の知的財産の取得に向けた活動
- (9) 新たな販路の開拓
- (10) (1) から (9) まで以外の輸出に関する事項

※事業実施後、1年後における目標とする。

併せて、今後の目標も記載すること。

・現状の実績と将来の目標が明確に比較できるようにするとともに、目標の達

成方法、持続性について等具体的な内容をご記載ください。

- ・波及効果について、具体的にご記載ください。
- ・必須の成果目標である輸出額・輸出額・輸出割合は、別記様式第1号別添3（E xcel）へご記載ください。
- ・任意の成果目標を設定する場合には、この欄に現状値と目標値等を記載してください。

【記載例】輸出向け栽培面積の拡大

令和4年度：●[㊦]、令和5年度：●[㊦]、令和6年度：●[㊦]、令和7年度：●[㊦]

9. 事業に参画する農林漁業者・事業者の所得向上効果の把握・検証

実施規程第8第2項にて本事業に参画した農林漁業者、食品製造業者等（参画事業者の構成員含む）に裨益する効果（所得向上等）を把握し、検証することとしております。

株式会社マイファームによる検証は、別記様式第11号別添3-1～4「所得向上効果の把握・検証」を用いて行いますので作成についてご対応願います。

< 所得向上効果の把握・検証 >

- ①決算書上の利益
- ②平均的な規模の経営体の年間平均所得
- ③役員報酬、従業員給与の推移
- ④仕入単価、販売単価等の推移

10. 事業成果・効果の検証方法

設定した成果目標を受けて、その進捗及び達成度合いを確認及び検証するための方法を具体的にご記載ください。

Ⅱ 事業別内訳

事業内容	総事業費	国庫補助金	事業者負担		備考
実施規程通りの事業内容を記載してください。	税込み (A+B+C)	税別 (A)	税別 (B)	事業費総額 に対する税 (C)	積算根拠を 具体的に 記載
1. 地域の関係者による輸出推進体制の組織化	円	円	円	円	<u>別添2 に記載して ください。</u> <u>別添2 に記載して ください。</u>
2. 生産・流通体系の転換を通じた大規模輸出産地のモデル構築	円	円	円	円	
ア 生産体系の転換	円	円	円	円	
イ 流通体系の転換	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

注1：備考欄には、別添2（Excel）のフォーマットを使用し、積算根拠等を記載してください。

2：事業の一部を他の者に委託する場合には、別添2（Excel）に委託先と委託する事業の内容及びそれに要する経費を記載してください。

3：謝金及び賃金については、その単価等が分かる資料を添付してください。

4：国庫補助金は、税別となります。

ただし、地方公共団体など消費税の仕入税額控除を行わない団体については、国庫補助金欄には税込みの金額を記載し、備考欄にその旨を記載してください。

(参考)

参画事業契約書

〇〇株式会社、▲▲株式会社、□□株式会社、3社間にて以下の通り契約する。

第1条 大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、大規模輸出産地モデル形成等支援において、協働で当事業を遂行する。

第2条 当事業の遂行にあたり、事業実施主体である〇〇を代表者とする。

〇年〇月〇日

農業生産法人 〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

株式会社▲▲果樹園
代表取締役 ▲▲ ▲

□□株式会社
代表取締役 □ □□

（単位：円）

費目	細目	事業区分	販路開拓に 要する経費 は○を記載	経費の内容	単価 (税別)	数	小計 (A) (税別)	税 (B)	合計 (A+B) (税込)
備品費 (根拠提出要)	-	(2) ア			800	5	4,000	400	4,400
	-						0	0	0
賃金等 (根拠提出要)	-						0	0	0
	-						0	0	0
事業費	会場借料	(2) イ	○		900	1	900	90	990
							0	0	0
	通信運搬費						0	0	0
							0	0	0
	借上料						0	0	0
							0	0	0
	印刷製本費						0	0	0
							0	0	0
	資料購入費						0	0	0
							0	0	0
	資機材費						0	0	0
							0	0	0
	消耗品費						0	0	0
							0	0	0
	ほ場管理費						0	0	0
							0	0	0
	情報発信費						0	0	0
							0	0	0
	研修等参加費						0	0	0
							0	0	0
	輸送・保管費						0	0	0
							0	0	0
旅費	委員旅費						0	0	0
							0	0	0
	調査等旅費						0	0	0
							0	0	0
謝金 (根拠提出要)	-	(2) ア			10	5	50	5	55
	-						0	0	0
委託費 契約書（案）と根拠提出要 原則、事業費の1/2以内	-						0	0	0
	-				10	3	30	3	33
役務費	-						0	0	0
	-						0	0	0
雑役務費	手数料	(1)	○		400	2	800	80	880
							0	0	0
	租税公課						0	0	0
							0	0	0
転換等助成費	-						0	0	0
	-						0	0	0

小計	(1) 地域の関係者による輸出推進体制の組織化	-	-	800	80	880
	(2) 生産・流通体系の転換を通じた大規模輸出産地のモデル構築	-	-	4,950	495	5,445
	ア 生産体系の転換	-	-	4,050	405	4,455
	イ 流通体系の転換	-	-	900	90	990
合計	(1) + (2)	-	-	5,750	575	6,325

※必要に応じて行を増やし記載してください。

※航空券や海外における費用に関しては、免税や税率が10%でない場合がありますのでご注意ください。

※事業が採択された際には、50万円以上の費用に関して、相見積もり又は随意契約の場合は理由書の提出が必要です。

合計のうち、販路開拓に要する経費				1,700	170	1,870
合計のうち、販路開拓に要する経費の割合（%）				30%		

※合計のうち、販路開拓に要する経費の割合が20%又は2,000万円いずれか低い額を超える取組は、本事業の対象となりません。

委託先がある場合は、以下に記載してください。契約書（案）とお見積りなどの積算根拠の提出が必要です。

委託先名称	
住所	
電話	
委託する事業内容	
委託の必要性	
委託の金額	

別記様式第1号（実施規程 第7、第8、第9第11項関係） 別添3 事業の成果目標及び実績（輸出額、輸出货量、増加割合）
輸出される国・地域及び、品目・品名毎に実績及び目標の金額と量を記載してください。
量は、財務省貿易統計のHSコードに準ずる単位を使用してください。（例：MT、KG、KL、L等 ※ケースや箱は不可）

	品目	品名	対象国・地域名	輸出額							増加割合 (対令和4年度輸出額)							輸出货量							量の単位 MT KG KL L 等	増加割合 (輸出货量)						
				【実績】 令和4年度 (円)	【実績】 (見込) 令和5年度 (円)	【実績】 令和5年度 (円)	【目標】 令和6年度 (円)	【実績】 令和6年度 (円)	【目標】 令和7年度 (円)	【実績】 令和7年度 (円)	【実績】 令和4年度	【実績】 (見込) 令和5年度 (%)	【実績】 令和5年度 (%)	【目標】 令和6年度 (%)	【実績】 令和6年度 (%)	【目標】 令和7年度 (%)	【実績】 令和7年度 (%)	【実績】 令和4年度 (量)	【実績】 (見込) 令和5年度 (量)	【実績】 令和5年度 (量)	【目標】 令和6年度 (量)	【実績】 令和6年度 (量)	【目標】 令和7年度 (量)	【実績】 令和7年度 (量)		【実績】 令和4年度	【実績】 (見込) 令和5年度 (%)	【実績】 令和5年度 (%)	【目標】 令和6年度 (%)	【実績】 令和6年度 (%)	【目標】 令和7年度 (%)	【実績】 令和7年度 (%)
例	1	かんきつ	うんしゅうみかん	▲国	0	1,500,000	1,600,000	2,000,000	2,100,000	2,500,000		-	-	-	-	-	-	0	15,000	16,000	20,000	21,000	25,000	26,000	KG							
例	2	かんきつ	うんしゅうみかん	〇〇国	1,000,000	1,500,000	1,600,000	2,000,000	2,100,000	2,500,000		50.0	60.0	100.0	110.0	150.0	170.0	10,000	15,000	16,000	20,000	21,000	25,000	26,000	KG		50.0	60.0	100.0	110.0	150.0	160.0
	3											#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!										#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!
	4											#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!										#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!
	5											#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!										#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!
	合計				1,000,000	1,500,000	#####	2,000,000	#####	2,500,000	#####	50.0	60	100.0	110	150.0	170	10,000	15,000	16,000	20,000	21,000	25,000	26,000			50	60	100	110	150	160

※全ての対象品目、国毎の目標を記載する必要がありますので、必要に応じて行を増やして記載してください。
※増加割合＝（増加後の数値－増加前の数値）/増加前の数値）×100
※令和4年度の輸出額実績が無い場合、増加割合欄に「－」を記載してください。

改植等実施(変更)計画総括表(確定報告)(茶)
【大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、大規模輸出産地モデル形成等支援】

都道府県名	事業実施主体名

茶生産者グループ 名	茶園面 積 (㎡) ※1	改植等支援 実施農家数 (戸)	改植に伴う未収 益支援 ②の場 合、新品 種へ転 換してい るか(該 当する場 合は○) ※2	上段:計画面積(㎡) 下段:実施面積(㎡)										補助金(円)＝ア×単価(円/㎡)						除税額 (円)	計 (円)	年度内 事業実施 の確実性 ※3	支援対象 面積の 事前精査 ※4	
													新植支援 (㎡)	合 計 (㎡)	改植等(㎡) に伴う未収益 支援①	改植等(㎡) に伴う未収益 支援②	棚施設を利用した栽培法 への転換に伴う未収益 支援	改植支援	新植支援					合 計 (円)
				改植等に伴 う未収益支 援① (㎡)	うち有機 栽培へ の転換 を行った 面積	うち輸出 向け裁 培体系 への転 換を行っ た面積	改植等に伴 う未収益支 援② (㎡)	うち有機 栽培へ の転換 を行った 面積	うち輸出 向け裁 培体系 への転 換を行っ た面積	棚施設を利用した栽培 法への転換に伴う未収 益支援 (㎡)	改植支援 (㎡)	うち現在栽 培されてい る品種と異 なる品種を 改植する面 積計 (㎡)												
													0	0	0	0	0	0	0		0			
													0	0	0	0	0	0	0		0			
													0	0	0	0	0	0	0		0			
													0	0	0	0	0	0	0		0			
													0	0	0	0	0	0	0		0			
													0	0	0	0	0	0	0		0			
													0	0	0	0	0	0	0		0			
													0	0	0	0	0	0	0		0			
													0	0	0	0	0	0	0		0			
													0	0	0	0	0	0	0		0			
													0	0	0	0	0	0	0		0			
													0	0	0	0	0	0	0		0			
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

※1 茶生産者グループ内の茶園面積の合計。当該年度に事業を実施する生産者の茶園面積だけでなく、当該年度に事業を実施しない生産者の茶園面積も含む。
※2 本実施規定別紙1(2)ウ(ク)の規定に従い、改植に伴う未収益支援②の場合は、異なる品種への改植を行うこと。
※3 年度内実施の確実性の記入については、茶生産者グループが支援対象者の責任の範囲で実施が確実と確認できる場合に○を記載し、それ以外には×を記載する。
※4 支援対象面積の精査の確認欄については、以下の基準で該当する数値を記入。
2 生産者グループの全ての茶園において、実測、図測、公的資料等を活用し実測又は図測に相当する方法により支援対象面積を事前精査している場合。
1 2以外の何らかの方法で支援対象面積を事前精査している場合。
0 農地基本台帳等の登記面積を直接計上している等、支援対象面積の精査を行っていない場合。

別記様式第 1 号別添 4－2

改植等実施（変更）計画総括表（確定報告）（果樹）
【大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、大規模輸出産地モデル形成等支援】

都道府県名	事業実施主体名

果樹生産者グループ名	実施農家数 (戸)	優良品目・品種への転換						花粉専用樹の新植・改植事業		花粉専用樹の育成管理		小計 A+B+C+D+E
		改植		新植		うち、果樹未収益期間支援対象の改植、新植						
		実施面積	補助金 A	実施面積	補助金 B	実施面積	補助金 (対象面積 ×220円/ ㎡) C	実施面積	補助金 D	実施面積	補助金 (対象面積 ×110円/ ㎡) E	
		㎡	円	㎡	円	㎡	円	㎡	円	㎡	円	
							0				0	0
							0				0	0
							0				0	0
							0				0	0
							0				0	0
							0				0	0
							0				0	0
							0				0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 適宜行を追加して、記入すること。

茶生産者グループ別改植等実施(変更)計画書(確定報告)
【大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、大規模輸出産地モデル形成等支援】

1 茶生産者グループの概要

都道府県名	事業実施主体名	茶生産者グループ名

Ⅱ 改植等支援の実施概要

[illegible]

注1:改植に伴う未収益支援②の支援対象となる生産者の状況の確認欄については、支援対象となるほ場全てで異なる品種へ改植する場合「○」を付すこと。

注2:当該年度に事業を実施する茶園面積だけでなく、当該年度に事業を実施しない生産者の茶園面積も含む。

注3: ほ場面積の記入に当たっては、茶園のけい畔や法面など茶樹が植栽されていない面積は除いてください。

このため、①実測又は②土地登記簿や固定資産課税台帳等の既存資料で面積を把握し、記入してください。

なお、土地登記簿等の既存資料では、茶園のけい呼や法面も含んだ面積として整理されている場合がありますので、その場合は、事業実施主体に面積の算出方法についてお問い合わせください。

また、ほ場面積の記入に当たっては、㎡未満の小数点以下は切り捨ててください。

注4:備考欄には、生産者が消費税の取扱いに関して「免税」、「本則」、「簡易」のいずれの方式に該当するかを記入する。

また、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち補助金〇〇円」を、同額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び総合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇円 うち補助金〇〇円」）を記入すること。

注5: 支援対象面積の精査の確認欄については、以下の基準で該当する数値を記入。

2 生産者グループの全ての茶園において、実測、図測、公的資料等を活用し実測又は図測に相当する方法により支援対象面積が事前精査している場合。

1 2以外の何らかの方法で支援対象面積を事前精査している場合。

0 農地基本台帳等の登記面積を直接計上している等、支援対象面積の精査を行っていない場合。

注6:改植等支援を実施する人数に応じて、適宜上記の表を追加して記入すること。

果樹生産者グループ別改植等実施（変更）計画書（確定報告）
【大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、大規模輸出産地モデル形成等支援】

都道府県名	事業実施主体名	果樹生産者グループ名

農業者 (支援対象者名)	果樹未収益期間支援事業対象者申告 (確定報告)欄	消費税の扱い	優良品目・品種への転換											花粉専用樹の新植・改植事業				花粉専用樹の育成管理		小計 A+B+C+D+E			
			転換元(現況)		転換先		植栽密度	(参考) 改植及び新植の場合: 下限本数 (本/10a)	改植			新植									うち、果樹未収益期間支援対象の改植、新植		
									補助単価	実施面積	補助金A	補助単価	実施面積	補助金B	実施面積	補助金 (対象面積×220円/㎡) C							
			品目	品種	品目	品種											円/㎡	㎡	円		円/㎡	㎡	円
						本/10a換算												円	㎡	円	㎡	円	円
										0			0		0		0			0		0	0
										0			0		0		0			0		0	0
										0			0		0		0			0		0	0
										0			0		0		0			0		0	0
										0			0		0		0			0		0	0
										0			0		0		0			0		0	0
										0			0		0		0			0		0	0
										0			0		0		0			0		0	0
										0			0		0		0			0		0	0
										0			0		0		0			0		0	0
										0			0		0		0			0		0	0
										0			0		0		0			0		0	0
										0			0		0		0			0		0	0
合計									0	0		0	0	0	0			0	0	0	0	0	0
									0	0		0	0	0	0			0	0	0	0	0	0

(注) 1 「果樹未収益期間支援事業対象者申告（確定報告）欄」については、事業に参画した農業者が、下記Ⅱの表にあるとおり改植（移動改植を含み、補植改植を含まない。）、新植を実施する（した）場合において、当該改植等の合計面積がおおむね2アール以上あることから果樹未収益期間支援事業を申請する（確定報告する）場合には、「○」を記入すること。

2 「消費税の取扱い」の欄については、各支援対象者について、該当する区分を免税事業者、課税事業者（一般課税）、課税事業者（簡易課税）こと。課税事業者（一般課税）の場合、仕入れに係る消費税相当額を控除して補助金額を算出すること。

3 「転換元（現況）」、「転換先」、の欄については、優良品目・品種への転換を実施する場合には、「転換元（現況）」、「転換先」の欄にそれぞれの品目及び品種を記入すること。なお、省力樹形に該当する場合は「省力樹形」とあわせて記入すること。

4 なお、品目を記入する場合、うんしゅうみかんでは、極早生、早生、普通、根域制限栽培のいずれかを、りんごでは、普通栽培、わい化栽培、新しい化栽培、超高密植栽培、朝日ロンバス方式、V字ジョイント栽培のいずれかを、ぶどうでは、普通栽培、垣根栽培、根域制限栽培のいずれかを、かきでは普通栽培、ジョイント栽培、V字ジョイント栽培のいずれかを記入すること。

5 植栽密度については、植栽密度の設定表における植栽密度の下限（本／10a）に留意すること。

6 事業費については、仕入れに係る消費税がある場合には、同税額込み（除税額込み）の事業費を記入すること。

7 「備考」欄には、仕入れに係る消費税等相当額を減額した場合（課税業者（一般）の場合）には「除税額〇〇円 うち補助金〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には小計及び合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇円 うち補助金〇〇円」）を記入すること。

8 計画を変更する場合又は計画と実績が異なる場合、変更前（計画）と変更後（実績）を対比できるように、数値が異なる部分についてのみ変更前（計画）を括弧書きで上段に記入するとともに、合計の欄において変更前（計画）の数値、変更後（実績）の数値及び差額をそれぞれ三段書きで記入すること。

9 支援対象者で複数の事業内容を実施し、現行の様式で行が不足する場合は、必要に応じて行を追加すること。

改植等実施者別(変更)計画書(確定報告)(茶)
【大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、大規模輸出産地モデル形成等支援】

I 農業者の概要

都道府県名	事業実施主体名	茶生産者グループ名	農業者(支援対象者)氏名	農業者(支援対象者)住所	消費税の取り扱い
					免税事業者 ・ 課税事業者(一般課税) ・ 課税事業者(簡易課税)

II 改植等支援の実施概要

ほ場番号	ほ場所在地 (字地番) 注1	上段:計画面積(m ²) 下段:実施面積(m ²) 注2										備 考 (消費税に関する事項) 注3					実施 時期	実施前後の品種名 改植、新植(実施 後)及び改植に伴う 未収益支援を実施す る際に記入 注 4	支援対象 面積の 事前精査 注5	年度 内 実施 の 確 実 性 注6		
		改植等に伴う未収 益支援①	うち有機 栽培への 転換を行 った面積	うち輸出 向け栽培 体系への 転換を行 った面積	改植等に伴う未収 益支援②	うち有機 栽培への 転換を行 った面積	うち輸出 向け栽培 体系への 転換を行 った面積	棚施設を 利用した 栽培法へ の転換に 伴う未収 益支援	改 植	うち現在 栽培され ている品 種と異な る品種を 改植する 面積計 (m ²)	新 植	合 計	補助金 (円) ア	消 費 税 の 有 無	除税額 (円) イ	うち補助金 (円) ウ (アーイ)					税の種 類 「免税」、 「本則」、 「簡易」 のいずれ かを記入	
1											0	0				0						
											0	0				0						
2											0	0				0						
											0	0				0						
3											0	0				0						
											0	0				0						
計		0			0			0	0	0	0	0			0	0						
		0			0			0	0	0	0	0			0	0						

注1:移動改植(改植を行う前と後で、ほ場が異なる場合)は、「ほ場所在地」の欄の上段に実施前のほ場(茶樹を伐採し、抜根するほ場)の所在地、下段に実施後のほ場(植栽を行ったほ場)の所在地を記入してください。また、ほ場所在地が複数ある場合は、全てのほ場所在地を連結してください。

注2:ほ場面積の記入に当たっては、茶園のけい畔や法面など茶樹が植栽されていない面積は除いてください。
このため、①実測又は②土地登記簿や固定資産課税台帳等の既存資料で面積を把握し、記入してください。
なお、土地登記簿等の既存資料では、茶園のけい畔や法面も含んだ面積として整理されている場合がありますので、その場合は、事業実施主体に面積の算出方法についてお問い合わせください。
また、ほ場面積の記入に当たっては、㎡未満の小数点以下は切り捨ててください。

注3:備考欄には、生産者が消費税の取扱いに関して「免税」、「本則」、「簡易」のいずれの方式に該当するかを記入する。
また、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち補助金〇〇円」を、同額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び総合計の欄の備考の欄に合計額(「除税額〇〇円 うち補助金〇〇円」)を記入すること。

注4:改植に伴う未収益支援②を実施する場合は、対象となるほ場において実施前と異なる品種を導入してください。

注5:支援対象面積の精査の確認欄については、以下の基準で該当する数値を記入。
2 生産者グループの全ての茶園において、実測、図測、公的資料等を活用し実測又は図測に相当する方法により支援対象面積が事前精査している場合。
1 2以外の何らかの方法で支援対象面積を事前精査している場合。
0 農地基本台帳等の登記面積を直接計上している等、支援対象面積の精査を行っていない場合。

注6:「年度内実施の確実性」の欄の記入については、支援対象者が自己の責任の範囲で実施が確実と担保できる茶園について○を記載し、それ以外には×を記載する。

注7:改植等支援を実施したほ場の数に応じて、適宜上記の表を追加して記入すること。

Ⅲ. 有機栽培への転換に取り組む場合の確認事項

[本別紙のⅡの第4の1(1)ケの取組:有機栽培への転換に関する確認]

ほ場 番号	取組計画		取組実績	
	（転換に際して導入又は実践予定の栽培技術、管理手法、取組等）		（転換に際して導入又は実践した栽培技術、管理手法、取組等）	
1				
2				
3				

Ⅳ. 輸出向け栽培体系への転換に必要な資材の導入及び残留農薬分析に取り組む場合の確認事項

[本別紙のⅡの第4の1(1)ケの取組:輸出向け栽培体系への転換に関する確認]

ほ場 番号	取組計画		取組実績	
	取組内容 （転換に際して導入又は実践予定の取組）	対応可能な 輸出先国・地域名	取組内容 （転換に際して導入又は実践した取組）	対応可能な 輸出先国・地域名
1				
2				
3				

改植等実施者別(変更)計画書(確定報告)(果樹)
【大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、大規模輸出産地モデル形成等支援】

都道府県名	事業実施主体名	果樹生産者グループ名

I 農業者(支援対象者)の概要

農業者(支援対象者)氏名	農業者(支援対象者)住所	果樹未収益期間支援事業対象者 支援事業申告(確定報告)欄	消費税の取扱い
			免税事業者 ・ 課税事業者 (一般課税) ・ 課税事業者 (簡易課税)

(注) 1 「果樹未収益期間支援事業対象者申告(確定報告)欄」については、事業に参画した農業者が、下記Ⅱの表にあるとおり改植(移動改植を含み、補植改植を含まない。)、新植を実施する(した)場合において、当該改植等の合計面積がおおむね2アール以上あることから果樹未収益期間支援事業を申請する(確定報告する)場合には、「○」を記入すること。

2 「消費税の取扱い」の欄については、当該農業者について、該当する区分を○で囲むこと。課税事業者(一般課税)の場合、仕入れに係る消費税相当額を控除して補助金額を算出すること。Ⅱの表への記入については、同表の注7を参照のこと。

Ⅱ 改植事業の事業計画(実績)

園地 番号	園地の 所在地	転換元(現況) ^{(注)1}		転換先 ^{(注)1}		事業内容	実施面積 (受益面積) A	事業量 (注)4		事業費 ^{(注)5}	定額事業の 補助単価 B	補助金 A×B	事業 着工 (予定) 年月日	事業 完了 (予定) 年月日	備 考 (注)7
		品 目	(品種名)	品 目 (注)2	(品種名)			本数	植栽密度						
		()	()	()	優良品目・品種 への転換等	(改植)	m			円	円/m	0 円			
						(新植)	m			円	円/m	0 円			
					果樹未収益期間支援事業対象の改植、 新植 ^{(注)6}		m ²			円	円/m	0 円			
					小 計										
		()	()	()	優良品目・品種 への転換等	(改植)	m			円	円/m	0 円			
						(新植)	m			円	円/m	0 円			
					果樹未収益期間支援事業対象の改植、 新植 ^{(注)6}		m ²			円	円/m	0 円			
					小 計										
合 計						園地数 (注)3		実施面積 (受益面積)	①定額事業の事業費 (単価×面積 を記入)			補助金			
						優良品目・品種 への転換等	(改植)	[園地]	0 m ²	円					
							(新植)	[園地]	0 m ²	円					
						果樹未収益期間支援事業対象 の改植、新植		[園地]	0 m ²	円					
						合 計									

(注)

- 1「転換元(現況)」、「転換先」、の欄については、優良品目・品種への転換を実施する場合には、「転換元(現況)」、「転換先」の欄にそれぞれの品目及び品種を記入すること。なお、省力樹形に該当する場合は「省力樹形」とあわせて記入すること。
- 2なお、品目を記入する場合、うんしゅうみかんでは、極早生、早生、普通、根域制限栽培のいずれかを、りんごでは、普通栽培、わい化栽培、新わい化栽培、超高密植栽培、朝日ロンバス方式、V字ジョイント栽培のいずれかを、ぶどうでは、普通栽培、垣根栽培、根域制限栽培のいずれかを、かきでは普通栽培、ジョイント栽培、V字ジョイント栽培のいずれかを記入すること。
- 3また、同一農業者において、転換元の品種と同一の品種を他の園地に植栽(改植)することは、同一品種への改植と見なされることからこれも補助対象外となることに留意すること。
- 4「園地数」の欄の[]書には、本事業により整備する(した)園地数を記入すること。
- 5「事業量」の欄については、優良品目・品種への転換(改植・新植)を実施する場合は、植栽する苗木の本数及び植栽密度(本/10a)を記入するなど、事業内容に応じた事業量を記入すること。また、単純な更新については補助対象外であることに留意すること。
なお、植栽密度については、植栽密度の設定表における植栽密度の下限(本/10a)に留意すること。
- 6事業費については、仕入れに係る消費税がある場合には、同税額込み(除税額込み)の事業費を記入すること。
- 7「果樹未収益期間支援事業の対象となる改植、新植」の「実施面積(受益面積)」の欄には、同一年度内に完了する改植(移動改植を含み、補植改植を含まない。)、新植の面積がおおむね2アール以上の場合に記入すること。
「事業費」の欄については、実施面積(受益面積)に4年間×助成単価55円/㎡を乗じて得た額を記入すること。
- 8「備考」欄には、
仕入れに係る消費税等相当額を減額した場合(課税業者(一般)の場合)には「除税額〇〇円 うち補助金〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には小計及び合計の欄の備考の欄に合計額(「除税額〇〇円 うち補助金〇〇円」)を記入すること。
- 9計画を変更する場合又は計画と実績が異なる場合、変更前(計画)と変更後(実績)を対比できるように、数値が異なる部分についてのみ変更前(計画)を括弧書きで上段に記入するとともに、合計の欄において変更前(計画)の数値、変更後(実績)の数値及び差額をそれぞれ三段書きで記入すること。
- 101園地で複数の事業内容を実施し、現行の様式で行が不足する場合は、必要に応じて行を追加すること。

Ⅲ 花粉専用樹の新植・改植事業の事業計画(実績)

1 花粉の供給を必要とする品種

品目名	品種名	現在の栽培面積 (a)	事業実施後 5年目の新 植・改植面積	花粉の 目標数 量 (g)		備考
		(年度)	(年度)	(g)	うち本事業での生産量	
計						
計						
合計						

注 現在の栽培面積の欄は、事業を実施する年度の面積を記入すること。
適宜、行等を追加して記入すること。

2 花粉の供給計画

ほ場の設置場所	ほ場面積 (a)	管理主体名	品目	品種	品種登録の有無	花粉の生産量(g)			備考
						事業実施後○年目	事業実施後○年目	事業実施後5年目	
						(年度)	(年度)	(年度)	

- 注1 「設置場所」の欄は、花粉生産ほを設置する市町村名・地域名を、特定の機関の敷地内に設置する場合には機関名を記入すること。
2 管理主体名は、花粉生産ほに関する責任者名(又は管理する機関名)を記入すること。
3 生産する花粉が登録品種であれば、「品種登録の有無」の欄に「有」を記入すること。
4 登録品種の場合、備考欄に育成者の許諾を受けるなど増殖に問題がない旨を記入すること。
5 適宜、行等を追加して記入すること。

3 花粉生産ほの管理・作業の内容

ほ場の設置場所	品目・品種	作業内容			備考
		事業実施後○年目	事業実施後○年目	事業実施後○年目	

- 注1 花粉生産期間中における主な管理・作業等について記入すること。
年ごとの管理・作業等が分かるように記入すること。
適宜、行を追加して記入すること。

4 新植・改植(りんご等)の内容

取組内容 (新植又は改植)	導入品目 (品種)	(改植の場合) 現況の品目 (品種)	園地の 所在地	管理 主体	計画面積 (受益面積)	事業量 (植栽する苗木の本数)	助成単価	補助金	事業着工 (予定) 年月日	事業完了 (予定) 年月日	備考
合 計							円/m	円			

5 花粉専用樹の育成管理

対象品目名	対象面積 (新植・改植面積を 上限)	補助金額 (対象面積×11万 円/10a)	備 考
	ha	円	
合計			

Ⅳ 添付資料

- (1) 事業実施園の配置図
(2) 見積書(契約書)等
(3) その他事業実施主体及び事業実施者が必要と認める資料

別記様式第1号 参考別添1(別紙1(4)イ関係) 確認計画(事業実施主体用)
【大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、大規模輸出産地モデル形成等支援】

茶生産者 グループ名	対象 生産者数	確認の時期		確認体制(関係機関の協力体制含む)		確認方法		備考
		事前確認	事後確認	事前確認	事後確認	事前確認	事後確認	

※新植の場合は、「事前確認」の欄は「－」とする。

別記様式第1号 参考別添2(別紙1(4)イ関係) 確認野帳(事業実施主体用)(茶)【大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、大規模輸出産地モデル形成等支援】
確認野帳(事業実施主体用)

実施確認者	1所属・氏名		実施日	事前確認	
確認協力者	2所属・氏名			事後確認	
	3所属・氏名		立会人	計 名	

1 「改植支援」のうち、「移動改植」以外について記入

農地情報														事業実施主体による確認							
生産者グループ	生産者名	ほ場番号	ほ場所在地 (字地番)	実施面積 (㎡)	取組内容								事業実施前後 の品種名 (改植、新植のみ記入)		事前確認 結果		事後確認結果				
					改植等に伴う未収 益支援① (㎡)	うち有機 栽培への 転換を行 った面積	うち輸出 向け栽培 体系への 転換を行 った面積	改植等に伴う未収 益支援② (㎡)	うち有機 栽培への 転換を行 った面積	うち輸出 向け栽培 体系への 転換を行 った面積	棚施設を 利用した 栽培法へ の転換に 伴う未収 益支援 (㎡)	改植支援 (㎡)			うち現在 栽培され ている品 種と異な る品種を 改植する 面積計 (㎡)	新植支援 (㎡)	(記載例) 実施前の状況確認		(記載例) 実施内容 の確認	(項目例) 支援対象 面積の測 定	(項目例) 特筆事項 (あれば 記録する)
													実施前	実施後			(記載例) 写真確認	(記載例) 確認資料			

2 移動改植について記入

農家情報												事業実施主体による確認				
茶生産者グループ	生産者名	ほ場番号	枝番号	茶樹を伐採し、抜根するほ場所在地（宇地番）	改植の区別 （未収益支援①又は未収益支援②のいずれかに○をする）	面積（㎡）	品種名	枝番号	植栽を行うほ場の所在地（宇地番）	面積（㎡）	品種名	事前確認結果		事後確認結果		
												（記載例） 事前の状況確認	（記載例） 確認資料	（項目例） 実施内容の確認	（項目例） 支援対象面積の測定	（項目例） 特筆事項 （あれば記録する）
					未収益支援① ・ 未収益支援②											
					未収益支援① ・ 未収益支援②											
					未収益支援① ・ 未収益支援②											
					未収益支援① ・ 未収益支援②											
					未収益支援① ・ 未収益支援②											
					未収益支援① ・ 未収益支援②											
					未収益支援① ・ 未収益支援②											
					未収益支援① ・ 未収益支援②											
					未収益支援① ・ 未収益支援②											
					未収益支援① ・ 未収益支援②											
					未収益支援① ・ 未収益支援②											

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（農業経営体向け）

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥
①	☐	肥料の適正な保管
②	☐	肥料の使用状況等の記録・保存に努める
③	☐	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討
④	☐	有機物の適正な施用による土づくりを検討

	申請時 (します)	(2) 適正な防除
⑤	☐	病虫害・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
⑥	☐	病虫害・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める
⑦	☐	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討
⑧	☐	農薬の適正な使用・保管
⑨	☐	農薬の使用状況等の記録・保存

	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減
⑩	☐	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
⑪	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止
⑫	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分
⑬	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止
⑭	☐	病虫害・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める（再掲）
⑮	☐	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲）

	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等
⑰	☐	関係法令の遵守
⑱	☐	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める
⑲	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時のチェックは不要です。

◆ 上記の各項目について、少なくとも1つ以上チェックを入れて提出してください。

- (注釈)
- 主な環境関係法令の遵守
受益者は、「環境負荷低減のチェックシート」中の「関係法令の遵守」に関し、以下の環境関係法令を遵守するものとする
- (1)適正な施肥
- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
 - ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
 - ・土壌汚染対策法（平成14年法律第 53号）等
- (2)適正な防除
- ・農薬取締法（昭和23年法律第 82号）
 - ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等
- (3)エネルギーの節減
- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第 49号）等
- (4)悪臭及び害虫の発生防止
- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
 - ・悪臭防止法（昭和46年法律第 91号）等
- (5)廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
 - ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
 - ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
 - ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
 - ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等
- (6)生物多様性への悪影響の防止
- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15 年法律第 97号）
 - ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
 - ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第 61号）
 - ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第 88号）
 - ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年 法律第134号）
 - ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第 48号）
 - ・漁業法（昭和24年法律第267号）
 - ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
 - ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第 51号）等
- (7)環境関係法令の遵守等
- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
 - ・環境影響評価法（平成 9年法律第 81号）
 - ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
 - ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第 56号）
 - ・土地改良法（昭和24年法律第195号）
 - ・森林法（昭和26年法律第249号）等

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（畜産経営体向け）

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥
①	☐	※飼料生産を行う場合（該当しない □） 肥料の適正な保管
②	☐	※飼料生産を行う場合（該当しない □） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める

	申請時 (します)	(2) 適正な防除
③	☐	※飼料生産を行う場合（該当しない □） 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
④	☐	※飼料生産を行う場合（該当しない □） 農薬の適正な使用・保管
⑤	☐	※飼料生産を行う場合（該当しない □） 農薬の使用状況等の記録・保存

	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減
⑥	☐	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止
⑦	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
⑧	☐	※飼養頭数が一定規模以上の場合（該当しない □） 家畜排せつ物の管理基準の遵守

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分
⑨	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止
⑩	☐	※特定事業場である場合（該当しない） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止
⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解
⑫	☐	関係法令の遵守
⑬	☐	GAP・HACCPについて可能な取組から実践
⑭	☐	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している
⑮	☐	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める
⑯	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時のチェックは不要です。

◆ 上記の各項目について、少なくとも1つ以上チェックを入れて提出してください。

(注釈)
主な環境関係法令の遵守
受益者は、「環境負荷低減のチェックシート」中の「関係法令の遵守」に関し、以下の環境関係法令を遵守するものとする

- (1)適正な施肥
- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
 - ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
 - ・土壌汚染対策法（平成14年法律第 53号）等
- (2)適正な防除
- ・農薬取締法（昭和23年法律第 82号）
 - ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等
- (3)エネルギーの節減
- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第 49号）等
- (4)悪臭及び害虫の発生防止
- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
 - ・悪臭防止法（昭和46年法律第 91号）等
- (5)廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
 - ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
 - ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
 - ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
 - ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等
- (6)生物多様性への悪影響の防止
- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15 年法律第 97号）
 - ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
 - ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第 61号）
 - ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第 88号）
 - ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年 法律第134号）
 - ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第 48号）
 - ・漁業法（昭和24年法律第267号）
 - ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
 - ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第 51号）等
- (7)環境関係法令の遵守等
- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
 - ・環境影響評価法（平成 9年法律第 81号）
 - ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
 - ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第 56号）
 - ・土地改良法（昭和24年法律第195号）
 - ・森林法（昭和26年法律第249号）等

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（林業事業者向け）

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥
①	☐	※種苗生産を行う場合(該当しない ☐) 肥料の適正な保管
②	☐	※種苗生産を行う場合(該当しない ☐) 肥料の使用状況等の記録・保存に努める

	申請時 (します)	(2) 適正な防除
③	☐	※農薬を使用する場合(該当しない ☐) 農薬の適正な使用・保管
④	☐	※農薬を使用する場合(該当しない ☐) 農薬の使用状況等の記録・保存

	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減
⑤	☐	林業機械や施設の電気・燃料の使用状況の記録・保存 に努める
⑥	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費を しないように努める

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止
⑦	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分
⑧	☐	廃棄物の削減に努め、適正に処理
⑨	☐	未利用材の有効活用を検討

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止
⑩	☐	生物多様性に配慮した事業実施(物資調達、施業等)に努める

	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等
⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解
⑫	☐	関係法令の遵守
⑬	☐	林業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める
⑭	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時のチェックは不要です。

◆ 上記の各項目について、少なくとも1つ以上チェックを入れて提出してください。

- (注釈)
- 主な環境関係法令の遵守
- 受益者は、「環境負荷低減のチェックシート」中の「関係法令の遵守」に関し、以下の環境関係法令を遵守するものとする
- (1)適正な施肥
- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
 - ・農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
 - ・土壤汚染対策法（平成14年法律第 53号）等
- (2)適正な防除
- ・農薬取締法（昭和23年法律第 82号）
 - ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等
- (3)エネルギーの節減
- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第 49号）等
- (4)悪臭及び害虫の発生防止
- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
 - ・悪臭防止法（昭和46年法律第 91号）等
- (5)廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
 - ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
 - ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
 - ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
 - ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等
- (6)生物多様性への悪影響の防止
- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15 年法律第 97号）
 - ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
 - ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第 61号）
 - ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第 88号）
 - ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年 法律第134号）
 - ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第 48号）
 - ・漁業法（昭和24年法律第267号）
 - ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
 - ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第 51号）等
- (7)環境関係法令の遵守等
- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
 - ・環境影響評価法（平成 9年法律第 81号）
 - ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
 - ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第 56号）
 - ・土地改良法（昭和24年法律第195号）
 - ・森林法（昭和26年法律第249号）等

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（漁業経営体向け）

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥
①	☐	※藻場の維持管理等のための施肥を行う場合 (該当しない ☐) 肥料の適正な保管
②	☐	※藻場の維持管理等のための施肥を行う場合 (該当しない ☐) 肥料の使用状況等の記録・保存に努める

	申請時 (します)	(2) 適正な防除
③	☐	※養殖を行う場合(該当しない ☐) 水産用医薬品の適正な使用

	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減
④	☐	漁船・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
⑤	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止
⑥	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分
⑦	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
⑧	☐	※養殖を行う場合(該当しない ☐) 生餌給餌から配合飼料への転換もしくは給餌効率の向上等による給餌量削減を検討

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止
⑨	☐	※資源管理協定を締結している場合(該当しない ☐) 資源管理協定の遵守
⑩	☐	※養殖を行う場合(該当しない ☐) 人工種苗生産技術が確立した魚種について、人工種苗使用を検討
⑪	☐	※漁場改善計画を策定している場合(該当しない ☐) 漁場改善計画の遵守

	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等
⑫	☐	みどりの食料システム戦略の理解
⑬	☐	関係法令の遵守
⑭	☐	漁船等の装置・機材の適切な整備と管理の実施に努める
⑮	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時のチェックは不要です。

◆ 上記の各項目について、少なくとも1つ以上チェックを入れて提出してください。

- (注釈)
- 主な環境関係法令の遵守
- 受益者は、「環境負荷低減のチェックシート」中の「関係法令の遵守」に関し、以下の環境関係法令を遵守するものとする
- (1)適正な施肥
- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
 - ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
 - ・土壌汚染対策法（平成14年法律第 53号）等
- (2)適正な防除
- ・農薬取締法（昭和23年法律第 82号）
 - ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等
- (3)エネルギーの節減
- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第 49号）等
- (4)悪臭及び害虫の発生防止
- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
 - ・悪臭防止法（昭和46年法律第 91号）等
- (5)廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
 - ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
 - ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
 - ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
 - ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等
- (6)生物多様性への悪影響の防止
- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15 年法律第 97号）
 - ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
 - ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第 61号）
 - ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第 88号）
 - ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年 法律第134号）
 - ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第 48号）
 - ・漁業法（昭和24年法律第267号）
 - ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
 - ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第 51号）等
- (7)環境関係法令の遵守等
- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
 - ・環境影響評価法（平成 9年法律第 81号）
 - ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
 - ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第 56号）
 - ・土地改良法（昭和24年法律第195号）
 - ・森林法（昭和26年法律第249号）等

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（食品関連事業者向け）

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥
①	☐	環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討

	申請時 (します)	(2) 適正な防除
②	☐	環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討（再掲）

	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減
③	☐	工場・倉庫・車両等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
④	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
⑤	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止
⑥	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分
⑦	☐	※と畜場でない場合（と畜場である ☐ ） 食品ロスの削減に努める
⑧	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
⑨	☐	資源の再利用を検討

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止
⑩	☐	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合 (該当しない ☐) 生物多様性に配慮した事業実施に努める
⑪	☐	※特定事業場である場合（該当しない ☐ ） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等
⑫	☐	みどりの食料システム戦略の理解
⑬	☐	関係法令の遵守
⑭	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
⑮	☐	※機械等を扱う事業者である場合（該当しない ☐ ） 機械等の適切な整備と管理に努める
⑯	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める

注1 (5) ⑦については、と畜場の場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時のチェックは不要です。
注2 (6) ⑩、(6) ⑪、(7) ⑮の※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。
この場合、当該項目の申請時のチェックは不要です。

◆ 上記の各項目について、少なくとも1つ以上チェックを入れて提出してください。

(注釈)
主な環境関係法令の遵守
受益者は、「環境負荷低減のチェックシート」中の「関係法令の遵守」に関し、以下の環境関係法令を遵守するものとする

- (1)適正な施肥
 - ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
 - ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
 - ・土壌汚染対策法（平成14年法律第 53号）等
- (2)適正な防除
 - ・農薬取締法（昭和23年法律第 82号）
 - ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等
- (3)エネルギーの節減
 - ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第 49号）等
- (4)悪臭及び害虫の発生防止
 - ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
 - ・悪臭防止法（昭和46年法律第 91号）等
- (5)廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
 - ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
 - ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
 - ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
 - ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
 - ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等
- (6)生物多様性への悪影響の防止
 - ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15 年法律第 97号）
 - ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
 - ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第 61号）
 - ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第 88号）
 - ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年 法律第134号）
 - ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第 48号）
 - ・漁業法（昭和24年法律第267号）
 - ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
 - ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第 51号）等
- (7)環境関係法令の遵守等
 - ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
 - ・環境影響評価法（平成 9年法律第 81号）
 - ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
 - ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第 56号）
 - ・土地改良法（昭和24年法律第195号）
 - ・森林法（昭和26年法律第249号）等

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（民間事業者・自治体等向け）

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥
①	☐	※農産物等の調達を行う場合（該当しない ☐ ） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討

	申請時 (します)	(2) 適正な防除
②	☐	※農産物等の調達を行う場合（該当しない ☐ ） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲）

	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減
③	☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
④	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める
⑤	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止
⑥	☐	※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない ☐ ） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分
⑦	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
⑧	☐	資源の再利用を検討

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止
⑨	☐	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない ☐ ） 生物多様性に配慮した事業実施に努める
⑩	☐	※特定事業場である場合（該当しない ☐ ） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等
⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解
⑫	☐	関係法令の遵守
⑬	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
⑭	☐	※機械等を扱う事業者である場合（該当しない ☐ ） 機械等の適切な整備と管理に努める
⑮	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時のチェックは不要です。

◆ 上記の各項目について、少なくとも1つ以上チェックを入れて提出してください。

- (注釈)
- 主な環境関係法令の遵守
- 受益者は、「環境負荷低減のチェックシート」中の「関係法令の遵守」に関し、以下の環境関係法令を遵守するものとする
- (1)適正な施肥
- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
 - ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
 - ・土壌汚染対策法（平成14年法律第 53号）等
- (2)適正な防除
- ・農薬取締法（昭和23年法律第 82号）
 - ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等
- (3)エネルギーの節減
- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第 49号）等
- (4)悪臭及び害虫の発生防止
- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
 - ・悪臭防止法（昭和46年法律第 91号）等
- (5)廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
 - ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
 - ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
 - ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
 - ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等
- (6)生物多様性への悪影響の防止
- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15 年法律第 97号）
 - ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
 - ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第 61号）
 - ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第 88号）
 - ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年 法律第134号）
 - ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第 48号）
 - ・漁業法（昭和24年法律第267号）
 - ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
 - ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第 51号）等
- (7)環境関係法令の遵守等
- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
 - ・環境影響評価法（平成 9年法律第 81号）
 - ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
 - ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第 56号）
 - ・土地改良法（昭和24年法律第195号）
 - ・森林法（昭和26年法律第249号）等

番 号
年 月 日

補助金支払確認書

株式会社マイファーム
代表取締役社長
西辻 一真 殿

事業実施主体名
氏名

大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、大規模輸出産地モデル形成等支援実施規程の第7第5項（5）アの規定に基づき、別添のとおり、リース事業者から受領した〇〇〇〇の写しを提出します。

（注）別添として、リース事業者からの領収書又はこれに類する書類の写しを添付してください。

別記様式第3号（実施規程 第7第5項（6）イ関係）

リース物件管理台帳

事業実施主体名

設置場所の名称				事業実施年度		年度		農林水産省所管補助金名									
事業種類	事業の内容					工期		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要	
	事業細目	事業実施 主体	設備・機 器の名称	機 能	規 模 ・能力	着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業費	負担区分			リース期 間	処分制限 年月日	承 認 年月日	処分の 内 容		
									国 庫 補助金	事業実 施主体	その他						
								円	円	円	円						
	計																
	計																
	合 計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
- 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもってリース物件管理台帳に代えることができる。

別記様式第4号（実施規程 第9第1項（1）、（5）関係）

大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、大規模輸出産地モデル形成等支援
補助金交付申請書

番 号
年 月 日

株式会社マイファーム
代表取締役社長
西辻 一真 殿

事業実施主体名
氏名

令和〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、大規模輸出産地モデル形成等支援実施規程第9第1項（1）の規定に基づき、補助金〇〇〇〇〇円の交付を申請する。

区 分	補 助 金	備 考
大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、大規模輸出 産地モデル形成等支援	円	
（1）地域の関係者による輸出推進体制の組織化	円	
（2）生産・流通体系の転換を通じた大規模輸出産地の モデル構築	円	
計	円	

記

I 事業の目的
「事業実施計画書のとおり」

II 事業の内容及び計画
「事業実施計画書のとおり」

Ⅲ 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する 経費 (A) + (B)	負担区分		備 考
		国 庫 補助金 (A)	その他 (B)	
大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、大規模輸出産地モデル形成等支援 (1) 地域の関係者による輸出推進体制の組織化 (2) 生産・流通体系の転換を通じた大規模輸出産地のモデル構築	円	円	円	
合 計				

(注) 備考欄には、補助事業者ごとに、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- ☐ 免税事業者
- ☐ 簡易課税制度の適用を受ける者
- ☐ 地方公共団体の一般会計
- ☐ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

Ⅳ 補助事業の完了予定年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

Ⅴ 添付書類

- 1 事業実施計画書
- 2 クロスコンプライアンスチェックシート

番 年 月 号 日

株式会社マイファーム
代表取締役社長
西辻 一真 殿

事業実施主体名
氏名

令和〇〇年度大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、大規模輸出産地モデル形成等支援交付決定前着手届

大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、大規模輸出産地モデル形成等支援実施規程第9第1項（5）の規定に基づき、事業実施計画に基づく下表の事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手することを届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変によって実施した事業に損失を生じた場合、当該損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 事業に着手後、交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

事業内容	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由

別記様式第6号（実施規程 第9第1項（6）関係）

大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、大規模輸出産地モデル形成等支援交付
申請取下書

番 号
年 月 日

株式会社マイファーム
代表取締役社長
西辻 一真 殿

事業実施主体名
氏名

令和〇年度の事業について、下記のとおり交付申請を取り下げたいので、大規模輸
出産地モデル形成等支援事業のうち、大規模輸出産地モデル形成等支援実施規程第9
第1項（6）の規定に基づき申請する。

記

- 1 補助事業の交付申請を取り下げる理由
- 2 特記事項

契約に係る指名停止等に関する申立書

番 号
年 月 日

事業実施主体 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」には、指名停止の措置のほか、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令を含む。なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第 8 号（実施規程 第 9 第 4 項、第 5 項 関係）

大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、大規模輸出産地モデル形成等支援事業計画
変更承認申請書

番 号
年 月 日

株式会社マイファーム
代表取締役社長
西辻 一真 殿

事業実施主体名
氏名

令和〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があった事業
について、下記のとおり変更したいので、大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、
大規模輸出産地モデル形成等支援実施規程第 9 第 4 項（第 9 第 5 項）の規定に基づき申請
する。

記

（注 1） 記の記載要領は、別記様式第 1 号別添 1 の記の様式に準ずるものとする。この
場合において、同様式中「事業概要」を「変更の理由」と書き換え、補助金等の交付の
決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分
とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書きで上段に記
載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略す
る。なお、添付書類については、交付申請書に添付したものに変更があった場合につい
てのみ添付すること。

（注 2） 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「事業変更承認申
請書」を「事業中止（廃止）承認申請書」と、「変更」を「中止（廃止）」と置き換え
ること。

別記様式第9号（実施規程 第9第7項、第8項 関係）

大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、大規模輸出産地モデル形成等支援補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

株式会社マイファーム
代表取締役社長
西辻 一真 殿

事業実施主体名
氏名

令和〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があった事業について、大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、大規模輸出産地モデル形成等支援実施規程第9第7項の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。
また、併せて、令和〇〇年〇〇月〇〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

令和〇年〇月〇日現在

区 分	総事業費	(A) 国庫 補助金	(B) 既受領額		遂行状 況報告 〇月〇 日現在 の出来 高	(C) 今回請求額		(A)-((B)+(C)) 残額		事業完了予定 年月日	備 考
			金額	出来高		金額	〇月〇 日現在 の予定 出来高	金額	〇月〇 日までの 予定 出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
計											

(注1) 補助事業等により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。
(注2) 補助事業等の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。
(注3) 「区分」の欄には、別記様式第4号の記の「Ⅲ 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。

別記様式第10号（実施規程 第9第8項 関係）

大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、大規模輸出産地モデル形成等支援事業遂行
状況報告書

番 号
年 月 日

株式会社マイファーム
代表取締役社長
西辻 一真 殿

事業実施主体名
氏名

令和〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があった事業について、大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、大規模輸出産地モデル形成等支援実施規程第9第8項の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		令和〇年〇月〇日までに完了したもの		令和〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		事 業 費	出来高比率	事 業 費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

（注1） 区分の欄には、別記様式第4号の記の「Ⅲ 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
（注2） 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、大規模輸出産地モデル形成等支援事業実績報告書

番 号
年 月 日

株式会社マイファーム
代表取締役社長
西辻 一真 殿

事業実施主体名
氏名

令和〇年〇月〇日付け第〇〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があった事業について、下記のとおり実施したので、大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、大規模輸出産地モデル形成等支援実施規程第9第9項（1）の規定により、その実績を報告する。
また、併せて精算額として〇〇〇円の交付を請求する。

記

I 事業の目的

II 事業の内容及び実績

別添1、別添2及び別添3のとおり。

※数値については、報告時に把握可能な数値を記載すること。

III 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要した 経費 (A+B)	負 担 区 分		備 考
		国 庫 補助金 (A)	事業者負担 (B)	
大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、大規模輸出産地モデル形成等支援 (1) 地域の関係者による輸出推進体制の組織化 (2) 生産・流通体系の転換を通じた大規模輸出産地のモデ	円	円	円	

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

IV 事業の完了年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

V 収支精算

(1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

(注) 「区分」の欄には、別記様式第4号の記の「Ⅲ 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。

VI 添付書類

- 1 この実績報告書は、当該報告に係る補助金交付申請書ごとに作成すること。
- 2 添付書類については、実施報告書別添、所定の経費明細書、領収書貼台紙に請求書、申請書又は変更等承認申請書に添付したものから変更があったものについては、必要書類を添付すること。
- 3 実績報告書の提出に際し、請求書により額の確定を行った経費については、1ヶ月を目途に事業者への支払いを励行するものとする。なお、支払いが完了した場合には、別途報告するものとする。

1 活動内容

（当該事業により取り組んだ活動内容を記載するとともに、翌年度以降、事業効果の発現及び輸出促進、増加に向けた取組について記載してください。写真などを添付し、具体的な内容がわかるように記載してください。）

2 実施体制

（事業実施体制を図示してください。連携、委託を行った団体がある場合はその名称、概要及び事務処理体系についても記載してください。）

3 実施スケジュール

(実施した内容毎に記載してください。)

4 事業の成果目標と成果

(事業前と事業後の成果を具体的に記載いただくとともに、数値に関しては、別添2に記載してください。事業成果の発現を複数年にわたり設定している場合は、進捗状況等を記載してください。)

5 評価及び要因分析

(成果目標の達成状況进行评估し、目標を達成していない場合は、その要因と課題を詳細に分析してください。)

6 事業終了の活動方針

(評価と要因分析を踏まえた翌年度以降の活動方針について、具体的に記載してください。)

7 今後の目標

別記様式第11号（実施規程 第7、第8、第9第11項関係） 別添2

4 事業の成果目標と成果（輸出額、輸出量、増加割合）
現状の実績等を以下に記載してください。
量に関しては、財務省貿易統計のHSコードに準ずる単位を使用してください。（例：MT、KG、KL、L等 ※ケースや箱は不可）
※【目標】の欄には、申請時に設定した目標を記載してください。

	品目	品名	対象国・地域名	輸出額							増加割合 (対令和4年度輸出額)							輸出量							量の単位 MT KG KL L 等	増加割合 (輸出量)						
				【実績】 令和4年度 (円)	【実績】 (見込) 令和5年度 (円)	【実績】 令和5年度 (円)	【目標】 令和6年度 (円)	【実績】 令和6年度 (円)	【目標】 令和7年度 (円)	【実績】 令和7年度 (円)	【実績】 令和4年度 (見込) 令和5年度 (%)	【実績】 令和5年度 (%)	【目標】 令和6年度 (%)	【実績】 令和6年度 (%)	【目標】 令和7年度 (%)	【実績】 令和7年度 (%)	【実績】 令和4年度 (量)	【実績】 (見込) 令和5年度 (量)	【実績】 令和5年度 (量)	【目標】 令和6年度 (量)	【実績】 令和6年度 (量)	【目標】 令和7年度 (量)	【実績】 令和7年度 (量)	【実績】 令和4年度 令和5年度 (%)		【実績】 (見込) 令和5年度 (%)	【実績】 令和5年度 (%)	【目標】 令和6年度 (%)	【実績】 令和6年度 (%)	【目標】 令和7年度 (%)	【実績】 令和7年度 (%)	
例	1	かんきつ	うんしゅうみかん	▲国	0	1,500,000	1,600,000	2,000,000	2,100,000	2,500,000	2,700,000		-	-	-	-	-	0	15,000	16,000	20,000	21,000	25,000	26,000	KG		-	-	-	-	-	-
例	2	かんきつ	うんしゅうみかん	○国	1,000,000	1,500,000	1,600,000	2,000,000	2,100,000	2,500,000	2,700,000		50.0	60.0	100.0	110.0	150.0	10,000	15,000	16,000	20,000	21,000	25,000	26,000	KG		50.0	60.0	100.0	110.0	150.0	160.0
	3												#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!									#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!
	4												#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!									#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!
	5												#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!									#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!
	合計				1,000,000	1,500,000	#####	2,000,000	#####	2,500,000	#####							10,000	15,000	16,000	20,000	21,000	25,000	26,000								

※全ての対象品目、国毎の目標を記載する必要がありますので、必要に応じて行を増やして記載してください。

※増加割合＝（増加後の数値－増加前の数値）/増加前の数値）×100

※令和4年度の輸出額実績が無い場合、増加割合欄に「－」を記載してください。

別記様式第11号（実施規程 第7、第8、第9第11項関係） 別添3ー1 （所得向上効果検証）

大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、大規模輸出産地モデル形成等支援

●所得向上効果の把握・検証①

【損益計算書①】※1

事業実施主体名：〇〇協議会（〇〇県）（品目：〇〇）
参画事業者である株式会社〇〇やJA〇〇の構成員〇〇

科 目		令和4年度 (円) A		令和5年度 (円) B		令和6年度 (円) C		令和7年度 (円) D		令和7年度と 令和4年度の比較 【増減額】 (円) E (D-A)		令和7年度と 令和4年度の比較 【増減率】 (%) F (D/A)		備考 (Eの増減要因など) ※2
	売上高		100,000		100,000		150,000		200,000	0	100,000		200.0%	輸出業務の拡大による増
	売上原価	20,000	20,000	20,000	20,000	30,000	30,000	40,000	40,000	20,000	20,000		200.0%	輸出業務の拡大による増
	売上総利益		80,000		80,000		120,000		160,000	0	80,000		200.0%	輸出業務の拡大による増
	販売費および一般管理費									0	0			
	人件費									0	0			輸出業務の拡大により、 ・従業員2人増 ・人件費単価の増
	役員報酬	10,000		10,000		12,000		15,000		5,000	0	150.0%		詳細は、別記様式第11号別添3ー3に記載 ※3
	給与手当	30,000		30,000		35,000		25,000		▲ 5,000	0	83.3%		詳細は、別記様式第11号別添3ー3に記載 ※3
	賞与	5,000		5,000		6,000		7,000		2,000	0	140.0%		詳細は、別記様式第11号別添3ー3に記載 ※3
	減価償却費	1,000		1,000		1,000		1,000		0	0	100.0%		
	その他販売管理費	500	36,500	500	36,500	500	42,500	500	33,500	0	▲ 3,000	100.0%	91.8%	
	営業利益		43,500		43,500		77,500		126,500	0	83,000		290.8%	輸出業務の拡大による増
	経常利益		43,500		43,500		77,500		126,500	0	83,000		290.8%	輸出業務の拡大による増
	税引前当期純利益		48,500		48,500		77,500		121,500	0	73,000		250.5%	
	当期純利益		47,500		47,500		76,500		120,500	0	73,000		253.7%	

【損益計算書②】※1

事業実施主体名：〇〇協議会（〇〇県）（品目：〇〇）
参画事業者であるJA〇〇の構成員〇〇 等

科 目		令和4年度 (円) A		令和5年度 (円) B		令和6年度 (円) C		令和7年度 (円) D		令和7年度と 令和4年度の比較 【増減額】 (円) E (D-A)		令和7年度と 令和4年度の比較 【増減率】 (%) F (D/A)		備考 (Eの増減要因など) ※2
	収入									0		#DIV/0!		輸出業務の拡大による増
	費用									0		#DIV/0!		
	利益									0		#DIV/0!		

（記載要領）・・・黄色セルに金額等を記載して下さい。

※1 代表的な参画事業者とその構成員について記載してください。

法人として作成している損益計算書がある場合は【損益計算書①】に転記してください。【損益計算書①】を記載できない参画事業者やその構成員は【損益計算書②】を記載してください。

※2 備考欄に増減要因を項目ごとに詳細に記載してください。その他に特記事項がある場合も記載してください。（増減要因が輸出業務に関する場合は必須）

※3 役員報酬、給与手当及び賞与の詳細は、別記様式第11号別添3ー3に記載してください。

大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、大規模輸出産地モデル形成等支援

●所得向上効果の把握・検証②

【輸出に取組むことによる出荷単価の向上による農業経営の変化】

事業実施主体名：〇〇協議会（〇〇県）（品目：〇〇）

参考事業者：JA〇〇

事業者等名称：平均的な規模の経営体

販売額・販売量	令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	販売額 （円）	販売量 （kg）	平均出荷 単価 （円/kg）	販売額 （円）	販売量 （kg）	平均出荷 単価 （円/kg）	販売額 （円）	販売量 （kg）	平均出荷 単価 （円/kg）	販売額 （円）	販売量 （kg）	平均出荷 単価 （円/kg）
① 国内向け	13,000,000	60,000	217	15,000,000	64,000	234	18,000,000	68,000	265	19,000,000	72,000	264
② 輸出向け（※1）	4,000,000	15,000	267	4,000,000	16,000	250	5,000,000	17,000	294	5,500,000	18,000	306
③ 合 計	17,000,000	75,000	227	19,000,000	80,000	238	23,000,000	85,000	271	24,500,000	90,000	272

年間平均所得（円）	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和7年度－令和4年度 【増減額】		令和7年度／令和4年度 【増減率（％）】	
	輸出に 取組む 経営体 A	国内出荷 のみの 経営体 B	輸出に 取組む 経営体	国内出荷 のみの 経営体	輸出に 取組む 経営体	国内出荷 のみの 経営体	輸出に 取組む 経営体 C	国内出荷 のみの 経営体 D	輸出に 取組む 経営体 C-A	国内出荷 のみの 経営体 D-B	輸出に 取組む 経営体 C/A	国内出荷 のみの 経営体 D/B
④ 平均出荷単価（円/kg）	227	217	238	234	271	265	272	264	46	47	120.10%	121.79%
⑤ 収量（kg/10a）（※2）	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	0	0	100.00%	100.00%
⑥ 収入（円/10a）（④×⑤）	612,000	585,000	641,250	632,813	730,588	714,706	735,000	712,500	123000	127500	120.10%	121.79%
⑦ 経費（円）（※2）	390,000	390,000	390,000	390,000	390,000	390,000	390,000	390,000	0	0	100.00%	100.00%
⑧ 10aあたりの所得（円）（⑥－⑦）	222,000	195,000	251,250	242,813	340,588	324,706	345,000	322,500	123000	127500	155.41%	165.38%
⑨ 所得率（％）（⑧／⑥）	36.27%	33.33%	39.18%	38.37%	46.62%	45.43%	46.94%	45.26%	10.66%	11.93%	129.40%	135.79%
⑩ 年間平均所得（円） （③（販売量）÷⑤×⑧）（※3）	6,166,667	5,416,667	7,444,444	7,194,444	10,722,222	10,222,222	11,500,000	10,750,000	5,333,333	5,333,333	186.49%	198.46%

備 考（※3）

⑤⑦は、〇〇県経営指標（〇年〇月）から引用

（記載要領）黄色部分に数値等を記載してください。

※1 記載例では、平均的な規模の経営体の出荷量の2割を輸出するとして計算（税抜き）しています。

実態に応じて、全体の販売額・販売量に占める輸出向け販売額・販売量を記載してください。

※2 対象品目の収量及び経費については、県等の既存の経営指標等を引用（税抜き）して記載して頂いても結構です。

※3 ※2で経営指標等から引用した場合は、備考に引用した経営指標等名称を記載してください。

	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和7年度－令和4年度 【増減面積】		令和7年度／令和4年度 【増減率(%)】	
	輸出に 取組む 経営体 (ヘクタール) A	国内出荷 のみの 経営体 (ヘクタール) B	輸出に 取組む 経営体 (ヘクタール)	国内出荷 のみの 経営体 (ヘクタール)	輸出に 取組む 経営体 (ヘクタール)	国内出荷 のみの 経営体 (ヘクタール)	輸出に 取組む 経営体 (ヘクタール) C	国内出荷 のみの 経営体 (ヘクタール) D	輸出に 取組む 経営体 (ヘクタール) C-A	国内出荷 のみの 経営体 (ヘクタール) D-B	輸出に 取組む 経営体 (%) C/A	国内出荷 のみの 経営体 (%) D/B
経営体別の平均栽培面積(ヘクタール)									0	0	#DIV/0!	#DIV/0!

※本事業の参画事業者(JA〇〇 △△部会等)において、輸出に取り組んでいる生産者の平均栽培面積と、国内向けのみの生産を行っている生産者の平均栽培面積をそれぞれ算出してください。

~~~~~

【参考】上記の参画事業者の栽培面積の推移

| 参画事業者:JA〇〇           | 令和4年度<br>(ヘクタール)<br>A | 令和5年度<br>(ヘクタール)<br>B | 令和6年度<br>(ヘクタール)<br>C | 令和7年度<br>(ヘクタール)<br>D | 増減面積<br>(ヘクタール)<br>D-A | 増減率<br>(%)<br>D/A | 備考                |
|----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------|-------------------|-------------------|
| 品目:〇〇                |                       |                       |                       |                       |                        |                   |                   |
| 栽培面積(ヘクタール)          | 80                    | 85                    | 90                    | 95                    | 15                     | 118.8%            |                   |
| うち輸出に対応した栽培面積(ヘクタール) | 0                     | 10                    | 20                    | 30                    | 30                     | #DIV/0!           | 本事業により輸出向け栽培面積を拡大 |

(記載要領)黄色部分に数値等を記載してください。

- ※本事業で対象とした品目の栽培面積の推移を記載してください。
- ※上記の参画事業者以外で、本事業に取り組むことにより輸出産地形成を行った者がある場合、本様式を用いてそれぞれ作成してください。

大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、大規模輸出産地モデル形成等支援

●所得向上効果の把握・検証③

【役員報酬、従業員給与の推移】

事業実施主体名：〇〇協議会（〇〇県）（品目：〇〇）  
参画事業者：JA〇〇  
事業者等名称：〇〇

| 合計                       | 令和4年度  | 単価 | 令和5年度  | 単価 | 令和6年度  | 単価 | 令和7年度  | 単価 | 令和7年度と<br>令和4年度の比較<br>【増減額】<br>（千円）<br>E<br>(D-A) | 令和7年度と<br>令和4年度の比較<br>【増減率】<br>（%）<br>F<br>(D/A) | 備考<br>(Dの増減要因など）<br>※3                                               |
|--------------------------|--------|----|--------|----|--------|----|--------|----|---------------------------------------------------|--------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 役員報酬※1、2                 | 20,000 | 千円 | 20,000 | 千円 | 10,000 | 千円 | 15,000 | 千円 | ▲ 5,000                                           | 75.0%                                            |                                                                      |
| 役員報酬支払対象人数               | 2      | 人  | 2      | 人  | 1      | 人  | 1      | 人  | ▲ 1                                               | 60.0%                                            | 令和5年度末、1名定年退職                                                        |
| 1人当たり役員報酬※1、2            | 10,000 | 千円 | 10,000 | 千円 | 10,000 | 千円 | 15,000 | 千円 | 5,000                                             | 160.0%                                           | 令和7年度、輸出業務拡大による増                                                     |
| 給与手当（給与所得）※1、2           | 20,000 | 千円 | 22,000 | 千円 | 24,000 | 千円 | 33,000 | 千円 | 13,000                                            | 165.0%                                           | ・役職に応じて●●円程度増額<br>・令和7年度：ベースアップ●●%（令和6年度比）<br>・令和7年度：定期昇給●●%（令和6年度比） |
| うち正社員※1、2                | 15,000 | 千円 | 16,000 | 千円 | 17,000 | 千円 | 25,000 | 千円 | 10,000                                            | 166.7%                                           |                                                                      |
| うち非正社員※1、2               | 5,000  | 千円 | 6,000  | 千円 | 7,000  | 千円 | 8,000  | 千円 | 3,000                                             | 160.0%                                           |                                                                      |
| 給与手当支払対象人数               | 6      | 人  | 6      | 人  | 6      | 人  | 7      | 人  | 1                                                 | 116.7%                                           |                                                                      |
| うち正社員※1、2                | 3      | 人  | 3      | 人  | 3      | 人  | 4      | 人  | 1                                                 | 133.3%                                           |                                                                      |
| うち非正社員※1、2               | 3      | 人  | 3      | 人  | 3      | 人  | 4      | 人  | 1                                                 | 133.3%                                           |                                                                      |
| 正社員1人当たり給与手当（年間平均）※1、2   | 5,000  | 千円 | 5,333  | 千円 | 5,667  | 千円 | 6,250  | 千円 | 1,250                                             | 125.0%                                           | ・役職に応じて●●円程度増額<br>・令和7年度：ベースアップ●●%（令和6年度比）<br>・令和7年度：定期昇給●●%（令和6年度比） |
| 非正社員1人当たり給与手当（年間平均）※1、2  | 1,667  | 千円 | 2,000  | 千円 | 2,333  | 千円 | 2,000  | 千円 | 333                                               | 120.0%                                           | 役職に応じて●●円程度増額                                                        |
| 賞与（給与所得）※1、2             | 2,000  | 千円 | 2,000  | 千円 | 2,000  | 千円 | 3,000  | 千円 | 1,000                                             | 150.0%                                           | 輸出業務の拡大により、<br>・正社員1人増<br>・非正社員1人増<br>・人件費単価の増                       |
| うち正社員への賞与総額※1、2          | 1,500  | 千円 | 1,500  | 千円 | 1,500  | 千円 | 2,250  | 千円 |                                                   | 150.0%                                           |                                                                      |
| うち非正社員への賞与総額※1、2         | 500    | 千円 | 500    | 千円 | 500    | 千円 | 750    | 千円 |                                                   | 150.0%                                           |                                                                      |
| 賞与支払対象人数（正社員）            | 3      | 人  | 3      | 人  | 3      | 人  | 4      | 人  | 1                                                 | 133.3%                                           |                                                                      |
| 賞与支払対象人数（非正社員）           | 3      | 人  | 3      | 人  | 3      | 人  | 4      | 人  | 1                                                 | 133.3%                                           |                                                                      |
| 正社員の1人当たり賞与（年間平均）※1、2    | 500    | 千円 | 500    | 千円 | 500    | 千円 | 563    | 千円 | 63                                                | 112.5%                                           |                                                                      |
| 非正社員の1人当たり賞与（年間平均）※1、2   | 167    | 千円 | 167    | 千円 | 167    | 千円 | 188    | 千円 | 21                                                | 112.5%                                           |                                                                      |
| 正社員1人当たり給与・賞与（年間平均）※1、2  | 5,500  | 千円 | 5,833  | 千円 | 6,167  | 千円 | 6,813  | 千円 | 1,313                                             | 123.9%                                           |                                                                      |
| 非正社員1人当たり給与・賞与（年間平均）※1、2 | 1,833  | 千円 | 2,167  | 千円 | 2,500  | 千円 | 2,188  | 千円 | 354                                               | 119.3%                                           |                                                                      |
|                          |        |    |        |    |        |    |        |    |                                                   |                                                  |                                                                      |

（記載要領）

＜調査対象＞・・・上記様式には、下記の者について記載してください。

「正社員」欄・・・＜用語の定義＞の一般労働者のうち、正社員・正職員について記載してください。

「非正社員」欄・・・＜用語の定義＞の一般労働者のうち、正社員・正職員以外について記載してください。

（参考）「令和5年度賃金構造基本統計調査（厚生労働省）」：主な用語の定義  
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/tiran/roudou/chingin/kouzou/z2023/yougo.html>

＜用語の定義＞

「常用労働者」  
次のいずれかに該当する労働者をいう。  
1 期間を定めずに雇われている労働者  
2 1か月以上の期間を定めて雇われている労働者

「就業形態」  
常用労働者を「一般労働者」と「短時間労働者」に区分している。  
「一般労働者」とは、「短時間労働者」に該当しない通常の所定労働時間・日数の労働者をいう。  
「短時間労働者」とは、同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者をいう。

「雇用形態」  
常用労働者を「正社員・正職員」と「正社員・正職員以外」に区分している。  
「正社員・正職員」とは、事業所で正社員、正職員とする者をいい、「正社員・正職員以外」とは、正社員・正職員に該当しない者をいう。

※1 黄色セルに金額等を記載して下さい。（事業者等の法人等の実績を記載してください。）

※2 事業実施者から役員・正社員・非正社員に支給される所得控除後の給与所得の額を記載してください。【収入金額(源泉徴収される前の金額) - 給与所得控除額 = 給与所得の金額】

※3 備考欄に増減要因を項目ごとに詳細に記載してください。その他に特記事項がある場合も記載してください。（増減要因が輸出業務に関する場合は必須）。

（例）給与が高いベテラン社員の定年退職が続いたため、従業員一人当たりの平均給与金額が下がっているが、輸出を開始した令和〇年以降、毎年、従業員の給与を〇%ベースアップしている 等

別記様式第11号（実施規程 第7、第8、第9第11項関係） 別添3―4 （所得向上効果検証）

大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、大規模輸出産地モデル形成等支援

●所得向上効果の把握・検証④

【仕入単価、販売単価等の推移】

事業実施主体名：〇〇協議会（〇〇県）（品目：〇〇）

参画事業者：JA〇〇

| 合計 |                        | 令和4年度<br>(円)<br>A | 単価  | 令和5年度<br>(円)<br>B | 単価  | 令和6年度<br>(円)<br>C | 単価  | 令和7年度<br>(円)<br>D | 単価  | 令和7年度と<br>令和4年度の比較<br>【増減額】<br>(円)<br>D-A | 令和7年度と<br>令和4年度の比較<br>【増減率】<br>(%)<br>D/A | 備考<br>(Dの増減要因など)<br>※1 |
|----|------------------------|-------------------|-----|-------------------|-----|-------------------|-----|-------------------|-----|-------------------------------------------|-------------------------------------------|------------------------|
|    |                        |                   |     |                   |     |                   |     |                   |     |                                           |                                           |                        |
|    | 自社販売単価の推移              |                   |     |                   |     |                   |     |                   |     |                                           |                                           |                        |
|    | <国内向け>                 |                   |     |                   |     |                   |     |                   |     |                                           |                                           |                        |
|    | 【品目】かんきつ（平均）※3         | 1,100             | 1kg | 1,100             | 1kg | 1,100             | 1kg | 1,100             | 1kg | 0                                         | 100.00%                                   | 単価設定の考え方：●●            |
|    | 【品目】りんご（平均）※3          | 350               | 1kg | 350               | 1kg | 350               | 1kg | 350               | 1kg | 0                                         | 100.00%                                   | 単価設定の考え方：●●            |
|    | <輸出向け>                 |                   |     |                   |     |                   |     |                   |     | 0                                         |                                           |                        |
|    | 【品目】かんきつ（タイ向け）（平均）※3   | 1,400             | 1kg | 1,400             | 1kg | 1,400             | 1kg | 1,800             | 1kg | 400                                       | 128.57%                                   | 単価設定の考え方：●●            |
|    | 【品目】かんきつ（アメリカ向け）（平均）※3 | 1,500             | 1kg | 1,500             | 1kg | 1,600             | 1kg | 2,000             | 1kg | 500                                       | 133.33%                                   | 単価設定の考え方：●●            |
|    | 【品目】りんご（台湾向け）（平均）※3    | 450               | 1kg | 450               | 1kg | 450               | 1kg | 600               | 1kg | 150                                       | 133.33%                                   | 単価設定の考え方：●●            |
|    | 【品目】りんご（アメリカ向け）（平均）※3  | 500               | 1kg | 500               | 1kg | 450               | 1kg | 700               | 1kg | 200                                       | 140.00%                                   | 単価設定の考え方：●●            |

（記載要領）

黄色セルに金額等を記載して下さい。

※1 備考欄に増減要因を項目ごとに詳細に記載してください。その他に特記事項がある場合も記載してください。

（増減要因が輸出業務に関する場合は必須）。

※2 【選択式】

- ・JA等が生産者から仕入れている場合（買取販売を行っている場合）は、「仕入単価（生産者への支払額）の推移」を選択
- ・JA等が生産者から販売委託を受けている場合は、「販売委託された品目の販売額（農家手取り単価）の推移」を選択
- ・生産者自ら販売している場合は、「自社販売単価の推移」を選択してください。

※3 仕入れ先や販売先ごとではなく、国内向け、輸出向けのそれぞれ平均単価を記載してください。

※3 記載は例なので、品種毎に記載いただいても結構です。

別記様式第12号（実施規程 第9第9項（3） 関係）

大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、大規模輸出産地モデル形成等支援消費税仕入控除税額報告書

番 号  
年 月 日

株式会社マイファーム  
代表取締役社長  
西辻 一真 殿

事業実施主体名  
氏名

令和〇年〇月〇日付け第〇〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があった事業について、大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、大規模輸出産地モデル形成等支援実施規程第9第9項（3）の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1

適正化法第15条の補助金の額の確定額

金

円

(令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号による額の確定通知額)
- 2

補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額

金

円
- 3

消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額

金

円
- 4

補助金返還相当額（3の金額から2の金額を減じて得た額）

金

円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額した場合は、（3）の資料を除き添付不要である。）  
なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。  
（1）消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）  
（2）付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し  
（3）3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）  
（4）事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- (1) 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- (2) 新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- (3) 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の受付済のもの）
- (4) 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料



別記様式第13号（実施規程 第9第11項 関係）

大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、大規模輸出産地モデル形成等支援事業成果  
報告書

番 号  
年 月 日

株式会社マイファーム  
代表取締役社長  
西辻 一真 殿

事業実施主体名  
氏名

令和〇年〇月〇日付け第〇〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があった事業について、大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、大規模輸出産地モデル形成等支援実施規程第9第11項の規定に基づき、別添1、別添2及び別添3のとおり報告する。

（注）関係書類として別添1、別添2及び別添3を添付すること。

1 活動内容

（当該事業により取り組んだ活動内容を記載するとともに、翌年度以降、事業効果の発現及び輸出促進に向けた取組について記載してください。・写真などを添付し、具体的な内容がわかるように記載してください。）

2 事業の成果目標と成果

（事業前と事業後の成果を具体的に記載してください。事業成果の発現を複数年にわたり設定している場合は、進捗状況等を記載してください。輸出額、輸出量、輸出増加割合については、別添2に記載してください。）

### 3 評価及び要因分析

（成果目標の達成状況进行评估し、目標を達成していない場合は、その要因と課題を詳細に分析してください。）

### 4 次年度以降の活動方針

（評価と要因分析を踏まえた翌年度以降の活動方針について、具体的に記載してください。）

### 5 特記事項

6 添付資料

別記様式第13号（実施規程 第7、第8、第9第11項関係） 別添2  
7 事業の成果目標と成果（輸出額、輸出量、輸出増加割合）  
現状の実績等を以下に記載してください。  
量に関しては、財務省貿易統計のHSコードに準ずる単位を使用してください。（例：MT、KG、KL、L等 ※ケースや箱は不可）  
※【目標】の欄には、申請時に設定した目標を記載してください。

|   |   | 品目   | 品名       | 対象国・地域名 | 輸出額                  |                              |                      |                      |                      |                      |                      | 増加割合<br>(対令和4年度輸出額)           |                              |                      |                      |                      |                      |                      | 輸出量                  |                              |                      |                      |                      |                      |                      | 量の単位<br>MT<br>KG<br>KL<br>L<br>等 | 増加割合<br>(輸出量)                 |                              |                      |                      |                      |                      |                      |
|---|---|------|----------|---------|----------------------|------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-------------------------------|------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------------------|-------------------------------|------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
|   |   |      |          |         | 【実績】<br>令和4年度<br>(円) | 【実績】<br>(見込)<br>令和5年度<br>(円) | 【実績】<br>令和5年度<br>(円) | 【目標】<br>令和6年度<br>(円) | 【実績】<br>令和6年度<br>(円) | 【目標】<br>令和7年度<br>(円) | 【実績】<br>令和7年度<br>(円) | 【実績】<br>令和4年度<br>令和5年度<br>(%) | 【実績】<br>(見込)<br>令和5年度<br>(%) | 【実績】<br>令和5年度<br>(%) | 【目標】<br>令和6年度<br>(%) | 【実績】<br>令和6年度<br>(%) | 【目標】<br>令和7年度<br>(%) | 【実績】<br>令和7年度<br>(%) | 【実績】<br>令和4年度<br>(量) | 【実績】<br>(見込)<br>令和5年度<br>(量) | 【実績】<br>令和5年度<br>(量) | 【目標】<br>令和6年度<br>(量) | 【実績】<br>令和6年度<br>(量) | 【目標】<br>令和7年度<br>(量) | 【実績】<br>令和7年度<br>(量) |                                  | 【実績】<br>令和4年度<br>令和5年度<br>(%) | 【実績】<br>(見込)<br>令和5年度<br>(%) | 【実績】<br>令和5年度<br>(%) | 【目標】<br>令和6年度<br>(%) | 【実績】<br>令和6年度<br>(%) | 【目標】<br>令和7年度<br>(%) | 【実績】<br>令和7年度<br>(%) |
| 例 | 1 | かんきつ | うんしゅうみかん | ▲国      | 0                    | 1,500,000                    | 1,600,000            | 2,000,000            | 2,100,000            | 2,500,000            | 2,700,000            |                               | -                            | -                    | -                    | -                    | -                    | -                    | 0                    | 15,000                       | 16,000               | 20,000               | 21,000               | 25,000               | 26,000               | KG                               |                               | -                            | -                    | -                    | -                    | -                    | -                    |
| 例 | 2 | かんきつ | うんしゅうみかん | ○国      | 1,000,000            | 1,500,000                    | 1,600,000            | 2,000,000            | 2,100,000            | 2,500,000            | 2,700,000            |                               | 50.0                         | 60.0                 | 100.0                | 110.0                | 150.0                | 170.0                | 10,000               | 15,000                       | 16,000               | 20,000               | 21,000               | 25,000               | 26,000               | KG                               |                               | 50.0                         | 60.0                 | 100.0                | 110.0                | 150.0                | 160.0                |
|   | 3 |      |          |         |                      |                              |                      |                      |                      |                      |                      |                               | #VALUE!                      | #VALUE!              | #VALUE!              | #VALUE!              | #VALUE!              | #VALUE!              |                      |                              |                      |                      |                      |                      |                      |                                  |                               | #VALUE!                      | #VALUE!              | #VALUE!              | #VALUE!              | #VALUE!              | #VALUE!              |
|   | 4 |      |          |         |                      |                              |                      |                      |                      |                      |                      |                               | #VALUE!                      | #VALUE!              | #VALUE!              | #VALUE!              | #VALUE!              | #VALUE!              |                      |                              |                      |                      |                      |                      |                      |                                  |                               | #VALUE!                      | #VALUE!              | #VALUE!              | #VALUE!              | #VALUE!              | #VALUE!              |
|   | 5 |      |          |         |                      |                              |                      |                      |                      |                      |                      |                               | #VALUE!                      | #VALUE!              | #VALUE!              | #VALUE!              | #VALUE!              | #VALUE!              |                      |                              |                      |                      |                      |                      |                      |                                  |                               | #VALUE!                      | #VALUE!              | #VALUE!              | #VALUE!              | #VALUE!              | #VALUE!              |
|   |   | 合計   |          |         | 1,000,000            | 1,500,000                    | #####                | 2,000,000            | #####                | 2,500,000            | #####                |                               |                              |                      |                      |                      |                      |                      | 10,000               | 15,000                       | 16,000               | 20,000               | 21,000               | 25,000               | 26,000               |                                  |                               |                              |                      |                      |                      |                      |                      |

※全ての対象品目、国毎の目標を記載する必要がありますので、必要に応じて行を増やして記載してください。  
※増加割合＝（増加後の数値－増加前の数値）/増加前の数値）×100  
※令和4年度の輸出額実績が無い場合、増加割合欄に「―」を記載してください。  
※実施規程別記様式第11号別添2により作成した内容を更新してください。

大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、大規模輸出産地モデル形成等支援

●所得向上効果の把握・検証①

【損益計算書①】※1

事業実施主体名：〇〇協議会（〇〇県）（品目：〇〇）  
参画事業者である株式会社〇〇やJA〇〇の構成員〇〇

| 科 目 |             | 令和4年度<br>(円)<br>A |         | 令和5年度<br>(円)<br>B |         | 令和6年度<br>(円)<br>C |         | 令和7年度<br>(円)<br>D |         | 令和7年度と<br>令和4年度の比較<br>【増減額】<br>(円)<br>E<br>(D-A) |         | 令和7年度と<br>令和4年度の比較<br>【増減率】<br>(%)<br>F<br>(D/A) |        | 備考<br>(Eの増減要因など)<br>※2             |
|-----|-------------|-------------------|---------|-------------------|---------|-------------------|---------|-------------------|---------|--------------------------------------------------|---------|--------------------------------------------------|--------|------------------------------------|
|     | 売上高         |                   | 100,000 |                   | 100,000 |                   | 150,000 |                   | 200,000 | 0                                                | 100,000 |                                                  | 200.0% | 輸出業務の拡大による増                        |
|     | 売上原価        | 20,000            | 20,000  | 20,000            | 20,000  | 30,000            | 30,000  | 40,000            | 40,000  | 20,000                                           | 20,000  |                                                  | 200.0% | 輸出業務の拡大による増                        |
|     | 売上総利益       |                   | 80,000  |                   | 80,000  |                   | 120,000 |                   | 160,000 | 0                                                | 80,000  |                                                  | 200.0% | 輸出業務の拡大による増                        |
|     | 販売費および一般管理費 |                   |         |                   |         |                   |         |                   |         | 0                                                | 0       |                                                  |        |                                    |
|     | 人件費         |                   |         |                   |         |                   |         |                   |         | 0                                                | 0       |                                                  |        | 輸出業務の拡大により、<br>・従業員2人増<br>・人件費単価の増 |
|     | 役員報酬        | 10,000            |         | 10,000            |         | 12,000            |         | 15,000            |         | 5,000                                            | 0       | 150.0%                                           |        | 詳細は、別記様式第11号別添3ー3に記載 ※3            |
|     | 給与手当        | 30,000            |         | 30,000            |         | 35,000            |         | 25,000            |         | ▲ 5,000                                          | 0       | 83.3%                                            |        | 詳細は、別記様式第11号別添3ー3に記載 ※3            |
|     | 賞与          | 5,000             |         | 5,000             |         | 6,000             |         | 7,000             |         | 2,000                                            | 0       | 140.0%                                           |        | 詳細は、別記様式第11号別添3ー3に記載 ※3            |
|     | 減価償却費       | 1,000             |         | 1,000             |         | 1,000             |         | 1,000             |         | 0                                                | 0       | 100.0%                                           |        |                                    |
|     | その他販売管理費    | 500               | 36,500  | 500               | 36,500  | 500               | 42,500  | 500               | 33,500  | 0                                                | ▲ 3,000 | 100.0%                                           | 91.8%  |                                    |
|     | 営業利益        |                   | 43,500  |                   | 43,500  |                   | 77,500  |                   | 126,500 | 0                                                | 83,000  |                                                  | 290.8% | 輸出業務の拡大による増                        |
|     | 経常利益        |                   | 43,500  |                   | 43,500  |                   | 77,500  |                   | 126,500 | 0                                                | 83,000  |                                                  | 290.8% | 輸出業務の拡大による増                        |
|     | 税引前当期純利益    |                   | 48,500  |                   | 48,500  |                   | 77,500  |                   | 121,500 | 0                                                | 73,000  |                                                  | 250.5% |                                    |
|     | 当期純利益       |                   | 47,500  |                   | 47,500  |                   | 76,500  |                   | 120,500 | 0                                                | 73,000  |                                                  | 253.7% |                                    |

【損益計算書②】※1

事業実施主体名：〇〇協議会（〇〇県）（品目：〇〇）  
参画事業者であるJA〇〇の構成員〇〇 等

| 科 目 |    | 令和4年度<br>(円)<br>A |  | 令和5年度<br>(円)<br>B |  | 令和6年度<br>(円)<br>C |  | 令和7年度<br>(円)<br>D |  | 令和7年度と<br>令和4年度の比較<br>【増減額】<br>(円)<br>E<br>(D-A) |  | 令和7年度と<br>令和4年度の比較<br>【増減率】<br>(%)<br>F<br>(D/A) |  | 備考<br>(Eの増減要因など)<br>※2 |
|-----|----|-------------------|--|-------------------|--|-------------------|--|-------------------|--|--------------------------------------------------|--|--------------------------------------------------|--|------------------------|
|     | 収入 |                   |  |                   |  |                   |  |                   |  | 0                                                |  | #DIV/0!                                          |  | 輸出業務の拡大による増            |
|     | 費用 |                   |  |                   |  |                   |  |                   |  | 0                                                |  | #DIV/0!                                          |  |                        |
|     | 利益 |                   |  |                   |  |                   |  |                   |  | 0                                                |  | #DIV/0!                                          |  |                        |

（記載要領）・・・黄色セルに金額等を記載して下さい。

- ※1 代表的な参画事業者とその構成員について記載してください。  
法人として作成している損益計算書がある場合は【損益計算書①】に転記してください。【損益計算書①】を記載できない参画事業者やその構成員は【損益計算書②】を記載してください。
- ※2 備考欄に増減要因を項目ごとに詳細に記載してください。その他に特記事項がある場合も記載してください。（増減要因が輸出業務に関する場合は必須）
- ※3 役員報酬、給与手当及び賞与の詳細は、別記様式第11号別添3ー3に記載してください。

大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、大規模輸出産地モデル形成等支援

●所得向上効果の把握・検証②

【輸出に取組むことによる出荷単価の向上による農業経営の変化】

事業実施主体名:〇〇協議会(〇〇県)(品目:〇〇)  
参画事業者:JA〇〇  
事業者等名称:平均的な規模の経営体

|   | 販売額・販売量  | 令和4年度      |             |                      | 令和5年度      |             |                      | 令和6年度      |             |                      | 令和7年度      |             |                      |
|---|----------|------------|-------------|----------------------|------------|-------------|----------------------|------------|-------------|----------------------|------------|-------------|----------------------|
|   |          | 販売額<br>(円) | 販売量<br>(kg) | 平均出荷<br>単価<br>(円/kg) | 販売額<br>(円) | 販売量<br>(kg) | 平均出荷<br>単価<br>(円/kg) | 販売額<br>(円) | 販売量<br>(kg) | 平均出荷<br>単価<br>(円/kg) | 販売額<br>(円) | 販売量<br>(kg) | 平均出荷<br>単価<br>(円/kg) |
| ① | 国内向け     | 13,000,000 | 60,000      | 217                  | 15,000,000 | 64,000      | 234                  | 18,000,000 | 68,000      | 265                  | 19,000,000 | 72,000      | 264                  |
| ② | 輸出向け(※1) | 4,000,000  | 15,000      | 267                  | 4,000,000  | 16,000      | 250                  | 5,000,000  | 17,000      | 294                  | 5,500,000  | 18,000      | 306                  |
| ③ | 合 計      | 17,000,000 | 75,000      | 227                  | 19,000,000 | 80,000      | 238                  | 23,000,000 | 85,000      | 271                  | 24,500,000 | 90,000      | 272                  |

|   | 年間平均所得(円)                     | 令和4年度                  |                         | 令和5年度             |                    | 令和6年度             |                    | 令和7年度                  |                         | 令和7年度－令和4年度<br>【増減額】     |                           | 令和7年度／令和4年度<br>【増減率(%)】  |                           |
|---|-------------------------------|------------------------|-------------------------|-------------------|--------------------|-------------------|--------------------|------------------------|-------------------------|--------------------------|---------------------------|--------------------------|---------------------------|
|   |                               | 輸出に<br>取組む<br>経営体<br>A | 国内出荷<br>のみの<br>経営体<br>B | 輸出に<br>取組む<br>経営体 | 国内出荷<br>のみの<br>経営体 | 輸出に<br>取組む<br>経営体 | 国内出荷<br>のみの<br>経営体 | 輸出に<br>取組む<br>経営体<br>C | 国内出荷<br>のみの<br>経営体<br>D | 輸出に<br>取組む<br>経営体<br>C-A | 国内出荷<br>のみの<br>経営体<br>D-B | 輸出に<br>取組む<br>経営体<br>C/A | 国内出荷<br>のみの<br>経営体<br>D/B |
| ④ | 平均出荷単価(円/kg)                  | 227                    | 217                     | 238               | 234                | 271               | 265                | 272                    | 264                     | 46                       | 47                        | 120.10%                  | 121.79%                   |
| ⑤ | 収量(kg/10a)(※2)                | 2,700                  | 2,700                   | 2,700             | 2,700              | 2,700             | 2,700              | 2,700                  | 2,700                   | 0                        | 0                         | 100.00%                  | 100.00%                   |
| ⑥ | 収入(円/10a)(④×⑤)                | 612,000                | 585,000                 | 641,250           | 632,813            | 730,588           | 714,706            | 735,000                | 712,500                 | 123,000                  | 127,500                   | 120.10%                  | 121.79%                   |
| ⑦ | 経費(円)(※2)                     | 390,000                | 390,000                 | 390,000           | 390,000            | 390,000           | 390,000            | 390,000                | 390,000                 | 0                        | 0                         | 100.00%                  | 100.00%                   |
| ⑧ | 10aあたりの所得(円)(⑥－⑦)             | 222,000                | 195,000                 | 251,250           | 242,813            | 340,588           | 324,706            | 345,000                | 322,500                 | 123,000                  | 127,500                   | 155.41%                  | 165.38%                   |
| ⑨ | 所得率(%) (⑧/⑥)                  | 36.27%                 | 33.33%                  | 39.18%            | 38.37%             | 46.62%            | 45.43%             | 46.94%                 | 45.26%                  | 10.66%                   | 11.93%                    | 129.40%                  | 135.79%                   |
| ⑩ | 年間平均所得(円)<br>(③(販売量)÷⑤×⑧)(※3) | 6,166,667              | 5,416,667               | 7,444,444         | 7,194,444          | 10,722,222        | 10,222,222         | 11,500,000             | 10,750,000              | 5,333,333                | 5,333,333                 | 186.49%                  | 198.46%                   |

|                       |
|-----------------------|
| 備 考(※3)               |
| ⑤⑦は、〇〇県経営指標(〇年〇月)から引用 |

【記載要領】 黄色部分に数値等を記載してください。

- ※1 記載例では、平均的な規模の経営体の出荷量の2割を輸出するとして計算(税抜き)しています。  
実態に応じて、全体の販売額・販売量に占める輸出向け販売額・販売量を記載してください。  
※2 対象品目の収量及び経費については、県等の既存の経営指標等を引用(税抜き)して記載して頂いても結構です。  
※3 ※2で経営指標等から引用した場合は、備考に引用した経営指標等名称を記載してください。

|                | 令和4年度                         |                                | 令和5年度                    |                           | 令和6年度                    |                           | 令和7年度                         |                                | 令和7年度－令和4年度<br>【増減面積】           |                                  | 令和7年度／令和4年度<br>【増減率(%)】         |                                  |
|----------------|-------------------------------|--------------------------------|--------------------------|---------------------------|--------------------------|---------------------------|-------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|----------------------------------|---------------------------------|----------------------------------|
|                | 輸出に<br>取組む<br>経営体<br>(%)<br>A | 国内出荷<br>のみの<br>経営体<br>(%)<br>B | 輸出に<br>取組む<br>経営体<br>(%) | 国内出荷<br>のみの<br>経営体<br>(%) | 輸出に<br>取組む<br>経営体<br>(%) | 国内出荷<br>のみの<br>経営体<br>(%) | 輸出に<br>取組む<br>経営体<br>(%)<br>C | 国内出荷<br>のみの<br>経営体<br>(%)<br>D | 輸出に<br>取組む<br>経営体<br>(%)<br>C-A | 国内出荷<br>のみの<br>経営体<br>(%)<br>D-B | 輸出に<br>取組む<br>経営体<br>(%)<br>C/A | 国内出荷<br>のみの<br>経営体<br>(%)<br>D/B |
| 経営体別の平均栽培面積(%) |                               |                                |                          |                           |                          |                           |                               |                                | 0                               | 0                                | #DIV/0!                         | #DIV/0!                          |

※本事業の参画事業者(JA〇〇 △△部会等)において、輸出に取り組んでいる生産者の平均栽培面積と、国内向けのみの生産を行っている生産者の平均栽培面積をそれぞれ算出してください。  
~~~~~

【参考】上記の参画事業者の栽培面積の推移

参画事業者:JA〇〇	令和4年度 (%) A	令和5年度 (%) B	令和6年度 (%) C	令和7年度 (%) D	増減面積 (%) D-A	増減率 (%) D/A	備考
品目:〇〇							
栽培面積(%)	80	85	90	95	15	118.8%	
うち輸出に対応した栽培面積(%)	0	10	20	30	30	#DIV/0!	本事業により輸出向け栽培面積を拡大

【記載要領】黄色部分に数値等を記載してください。

- ※本事業で対象とした品目の栽培面積の推移を記載してください。
※上記の参画事業者以外で、本事業に取り組むことにより輸出産地形成を行った者がある場合、本様式を用いてそれぞれ作成してください。

大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、大規模輸出産地モデル形成等支援

●所得向上効果の把握・検証③

【役員報酬、従業員給与の推移】

事業実施主体名：〇〇協議会（〇〇県）（品目：〇〇）
参画事業者：JA〇〇
事業者等名称：〇〇

合計	令和4年度	単価	令和5年度	単価	令和6年度	単価	令和7年度	単価	令和7年度と 令和4年度の比較 【増減額】 （千円） E (D-A)	令和7年度と 令和4年度の比較 【増減率】 （%） F (D/A)	備考 (Dの増減要因など) ※3
役員報酬※1、2	20,000	千円	20,000	千円	10,000	千円	15,000	千円	▲ 5,000	75.0%	
役員報酬支払対象人数	2	人	2	人	1	人	1	人	▲ 1	60.0%	令和5年度末、1名定年退職
1人当たり役員報酬※1、2	10,000	千円	10,000	千円	10,000	千円	15,000	千円	5,000	160.0%	令和7年度、輸出業務拡大による増
給与手当（給与所得）※1、2	20,000	千円	22,000	千円	24,000	千円	33,000	千円	13,000	165.0%	・役職に応じて●●円程度増額 ・令和7年度：ベースアップ●●%（令和6年度比） ・令和7年度：定期昇給●●%（令和6年度比）
うち正社員※1、2	15,000	千円	16,000	千円	17,000	千円	25,000	千円	10,000	166.7%	
うち非正社員※1、2	5,000	千円	6,000	千円	7,000	千円	8,000	千円	3,000	160.0%	
給与手当支払対象人数	6	人	6	人	6	人	7	人	1	116.7%	
うち正社員※1、2	3	人	3	人	3	人	4	人	1	133.3%	
うち非正社員※1、2	3	人	3	人	3	人	4	人	1	133.3%	
正社員1人当たり給与手当（年間平均）※1、2	5,000	千円	5,333	千円	5,667	千円	6,250	千円	1,250	125.0%	・役職に応じて●●円程度増額 ・令和7年度：ベースアップ●●%（令和6年度比） ・令和7年度：定期昇給●●%（令和6年度比）
非正社員1人当たり給与手当（年間平均）※1、2	1,667	千円	2,000	千円	2,333	千円	2,000	千円	333	120.0%	役職に応じて●●円程度増額
賞与（給与所得）※1、2	2,000	千円	2,000	千円	2,000	千円	3,000	千円	1,000	150.0%	輸出業務の拡大により、 ・正社員1人増 ・非正社員1人増 ・人件費単価の増
うち正社員への賞与総額※1、2	1,500	千円	1,500	千円	1,500	千円	2,250	千円		150.0%	
うち非正社員への賞与総額※1、2	500	千円	500	千円	500	千円	750	千円		150.0%	
賞与支払対象人数（正社員）	3	人	3	人	3	人	4	人	1	133.3%	
賞与支払対象人数（非正社員）	3	人	3	人	3	人	4	人	1	133.3%	
正社員の1人当たり賞与（年間平均）※1、2	500	千円	500	千円	500	千円	563	千円	63	112.5%	
非正社員の1人当たり賞与（年間平均）※1、2	167	千円	167	千円	167	千円	188	千円	21	112.5%	
正社員1人当たり給与・賞与（年間平均）※1、2	5,500	千円	5,833	千円	6,167	千円	6,813	千円	1,313	123.9%	
非正社員1人当たり給与・賞与（年間平均）※1、2	1,833	千円	2,167	千円	2,500	千円	2,188	千円	354	119.3%	

（記載要領）

＜調査対象＞・・・上記様式には、下記の者について記載してください。

「正社員」欄・・・＜用語の定義＞の一般労働者のうち、正社員・正職員について記載してください。

「非正社員」欄・・・＜用語の定義＞の一般労働者のうち、正社員・正職員以外について記載してください。

（参考）「令和5年度賃金構造基本統計調査（厚生労働省）」：主な用語の定義
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/tiran/roudou/chingin/kouzou/z2023/yougo.html>

＜用語の定義＞

「常用労働者」
次のいずれかに該当する労働者をいう。
1 期間を定めずに雇われている労働者
2 1か月以上の期間を定めて雇われている労働者

「就業形態」
常用労働者を「一般労働者」と「短時間労働者」に区分している。
「一般労働者」とは、「短時間労働者」に該当しない通常の所定労働時間・日数の労働者をいう。
「短時間労働者」とは、同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者をいう。

「雇用形態」
常用労働者を「正社員・正職員」と「正社員・正職員以外」に区分している。
「正社員・正職員」とは、事業所で正社員、正職員とする者をいい、「正社員・正職員以外」とは、正社員・正職員に該当しない者をいう。

※1 黄色セルに金額等を記載して下さい。（事業者等の法人等の実績を記載してください。）

※2 事業実施者から役員・正社員・非正社員に支給される所得控除後の給与所得の額を記載してください。【収入金額(源泉徴収される前の金額) - 給与所得控除額 = 給与所得の金額】

※3 備考欄に増減要因を項目ごとに詳細に記載してください。その他に特記事項がある場合も記載してください。（増減要因が輸出業務に関する場合は必須）。

（例）給与が高いベテラン社員の定年退職が続いたため、従業員一人当たりの平均給与金額が下がっているが、輸出を開始した令和〇年以降、毎年、従業員の給与を〇%ベースアップしている 等

別記様式第13号（実施規程 第8第2項、第9第9項及び第11項関係） 別添3—4 （所得向上効果検証）

大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、大規模輸出産地モデル形成等支援

●所得向上効果の把握・検証④

【仕入単価、販売単価等の推移】

事業実施主体名：〇〇協議会（〇〇県）（品目：〇〇）

参画事業者：JA〇〇

合計		令和4年度 (円) A	単価	令和5年度 (円) B	単価	令和6年度 (円) C	単価	令和7年度 (円) D	単価	令和7年度と 令和4年度の比較 【増減額】 (円) D-A	令和7年度と 令和4年度の比較 【増減率】 (%) D/A	備考 (Dの増減要因など) ※1
	自社販売単価の推移											
	<国内向け>											
	【品目】かんきつ（平均）※3	1,100	1kg	1,100	1kg	1,100	1kg	1,100	1kg	0	100.00%	単価設定の考え方：●●
	【品目】りんご（平均）※3	350	1kg	350	1kg	350	1kg	350	1kg	0	100.00%	単価設定の考え方：●●
	<輸出向け>									0		
	【品目】かんきつ（タイ向け）（平均）※3	1,400	1kg	1,400	1kg	1,400	1kg	1,800	1kg	400	128.57%	単価設定の考え方：●●
	【品目】かんきつ（アメリカ向け）（平均）※3	1,500	1kg	1,500	1kg	1,600	1kg	2,000	1kg	500	133.33%	単価設定の考え方：●●
	【品目】りんご（台湾向け）（平均）※3	450	1kg	450	1kg	450	1kg	600	1kg	150	133.33%	単価設定の考え方：●●
	【品目】りんご（アメリカ向け）（平均）※3	500	1kg	500	1kg	450	1kg	700	1kg	200	140.00%	単価設定の考え方：●●

（記載要領）

黄色セルに金額等を記載して下さい。

※1 備考欄に増減要因を項目ごとに詳細に記載してください。その他に特記事項がある場合も記載してください。

（増減要因が輸出業務に関する場合は必須）。

※2 【選択式】

- ・JA等が生産者から仕入れている場合（買取販売を行っている場合）は、「仕入単価（生産者への支払額）の推移」を選択
- ・JA等が生産者から販売委託を受けている場合は、「販売委託された品目の販売額（農家手取り単価）の推移」を選択
- ・生産者自ら販売している場合は、「自社販売単価の推移」を選択してください。

※3 仕入れ先や販売先ごとではなく、国内向け、輸出向けのそれぞれ平均単価を記載してください。

※3 記載は例なので、品種毎に記載いただいても結構です。

別記様式第14号（実施規程 第12第1項 関係）

大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、大規模輸出産地モデル形成等支援補助金に係る収益状況報告書

番 号
年 月 日

株式会社マイファーム
代表取締役社長
西辻 一真 殿

事業実施主体名
氏名

令和〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があった事業に関する令和〇年度の収益の状況について、大規模輸出産地モデル形成等支援事業のうち、大規模輸出産地モデル形成等支援実施規程第12第1項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業の内容
- 2 補助事業の実施により得られた収益の累計額
- 3 上に要する費用の総額
- 4 補助金の確定額 〇年〇月〇日付け〇第〇号により確定
- 5 前年度までの収益納付額
- 6 本年度収益納付額
- 円
- 円
- 円
- 円
- 円
- 円

(積算根拠)

(注) 収益計算書等を添付すること。

別記様式第15号（実施規程 第13第3項 関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

事業実施年度				令和 年度		農林水産省所管補助金名									
事業 種類	事業 の 内 容				工 期		経 費 の 区 分				処分制限期間		処分の状況		備 考
	事業種目	事業主体	施設区分	設置場所	着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業費	負 担 区 分			耐用年数	処分制限 年 月 日	承 認 年月日	処分の内容	
								国庫補助金	都道府県費	その他					
							円	円	円	円					
	計														
	計														
	計														
合 計															

(注1) 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
(注2) 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
(注3) 備考欄には、譲渡先、貸付先、抵当権の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
(注4) この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって代えることができる。

令和〇〇年度農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金調書

国			地 方 公 共 団 体 名										備考
補助事業名	交付決定の額	補助率	歳 入			歳 出							
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額	
〇〇事業 〇〇費 〇〇費 その他	円			円	円		円	円	円	円	円	円	

- 記載要領
- 1 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 2 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 3 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。